

# 令和5年五條市議会第3回9月定例会（第2号）

日 時 令和5年9月11日（月） 午前10時開議

## 議事日程

### 第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	窪 佳 秀	<p>1 消防団行政について</p> <p>(1) 消防団格納庫について</p> <p>ア 格納庫の現状について</p> <p>(ア) 現在の設置数について</p> <p>イ 洪水、土砂災害、急傾斜地の格納庫の把握について</p> <p>(ア) 格納庫の調査について</p> <p>ウ 格納庫の今後について</p> <p>(ア) 改修計画について</p> <p>(2) 消防団の再編について</p> <p>ア 再編計画について</p> <p>イ 消防団車両の更新計画について</p> <p>(3) 今後の消防団組織の在り方について</p> <p>2 公共施設のトイレの現状について</p> <p>(1) 都市公園等のトイレの和式、洋式の現状について</p> <p>(2) 地区公民館、地区体育館のトイレの和式、洋式の現状について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
2	山 口 耕 司	<p>1 6月2日の線状降水帯による災害について</p> <p>(1) 共同墓地について</p> <p>2 带状疱疹ワクチン助成について</p> <p>(1) 定期接種化の見通しについて</p> <p>(2) 市独自の助成について</p> <p>3 学校における献血教育について</p> <p>(1) 本市の献血の実態について</p> <p>(2) 献血教育について</p> <p>4 奨学金返済制度「全額肩代わり」の推進について</p> <p>(1) 奨学金利用者の実態について</p> <p>(2) 「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進について</p> <p>5 視覚障がい者のための「音声コード」の利用促進について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
	山口 耕司	<p>6 小中学校で安心して運動ができる体育館について</p> <p>(1) 熱中症予防の対応について</p> <p>(2) エアコンの導入について</p> <p>7 商品の軽自動車、課税減免について</p>	<p>教育長・部長</p> <p>市長・部長</p>
3	大谷 龍雄	<p>1 激甚災害指定決定でかさ上げされた補助率に基づく災害復旧工事の推進及び避難体制の充実について</p> <p>(1) 災害後の政府の対応と確認について</p> <p>ア 6月2日～3日災害発生</p> <p>イ 6月27日内閣府が激甚災害指定見込発表</p> <p>ウ 7月27日激甚災害指定見込みを再発表</p> <p>エ 8月25日内閣府が激甚災害指定決定を発表</p> <p>オ 8月30日公布、施行</p> <p>(2) 激甚災害指定決定でかさ上げされた補助率等と活用申請について</p> <p>ア 公共土木施設災害復旧事業等</p> <p>イ 農地等災害復旧事業等</p> <p>ウ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業等</p> <p>エ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>オ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>カ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p> <p>(3) 地主負担の伴う災害復旧工事の再調査と申請及び地主負担を無くす取組について</p> <p>(4) 避難体制の充実について</p> <p>2 子ども医療費現物給付助成の拡充について</p> <p>(1) 令和4年11月14日臨時会で出された令和6年8月実施計画の見通しについて</p> <p>3 学校給食費無償化の復活について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
4	秋本 直嗣	<p>1 避難所へのペットの受入れについて</p> <p>(1) 受入れの現状について</p> <p>(2) ルールの設定について</p> <p>(3) ペット受入れの方策について</p> <p>ア 市の遊休施設の活用について</p> <p>(4) 周知について</p>	市長・部長

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
	秋本直嗣	2 職員の負担軽減について (1) 業務時間厳守の取組について ア 対応について イ 予約制の導入について ウ カウンセリングの現状について  3 インボイス制度について (1) インボイス制度の概要について (2) 業務への影響について	市長・部長     部長・水道局長
5	藤富美恵子	1 給食費無償化の実現について  2 スクールバスについて  3 五條市に訪れてもらえる町づくりについて  4 図書費の増額とまちなか図書館について	市長・部長  市長・部長  市長・部長  市長・部長
6	仲山嘉	1 地域のイベントについて (1) 自治会等の地域で行われているイベントについて (2) 市の支援について  2 ネーミングライツについて (1) 公共施設のネーミングライツについて  3 ふるさと納税について (1) 現状について (2) 増額への取組について	市長・部長     市長・部長   市長・部長
7	福塚実	1 五條市のDXの取組について (1) DXの現状について (2) 行政業務の効率化について  2 自治会運営について (1) 高齢化に伴う問題について (2) 自治会サポートについて  3 インボイス制度への対応について (1) インボイス制度について (2) 五條市のインボイス制度の運用について (3) インボイスの適用事業の件数について	市長・部長     市長・部長   部長・水道局長
8	岩本孝	1 がん検診について (1) がん検診の種類と方法について (2) 費用について	市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	岩 本 孝	(3) 受診率について (4) 受診率向上の対策について (5) 要精検の方への対応について (6) アピアランスケア支援について  2 市長の政治姿勢について (1) 職員の配席変更とパーティション 設置について (2) 選挙公約について	市長・部長

本日の会議に付した事件

藤富美恵子議員の一般質問まで

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	藤富	吉田	山口	福塚	岩本	窪田	吉田	谷山	中山	秋本	仲山
龍雄	美恵	雅子	耕司			佳孝		勝正	俊啓	直樹	嘉嗣

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長  
副市長

福平

塚岡

勝清

彦司

教育長	井 上 惠 充
代表監査委員	竹 田 和 彦
理事	石 田 茂 人
技監	善 本 隆 典
市長公室長	西 本 久 雄
総務部長	櫻 本 茂 樹
危機管理監	中 本 賢 二
すこやか市民部長	久 保 雅 彦
あんしん福祉部長	谷 口 久 美
産業環境部長	平 己 富 長
都市整備部長(土木管理担当)	池 嶋 晶
都市整備部長(建築住宅・まちづくり推進担当)	上 田 井 朗
教育部長	岡 名 迫 雅 浩
西吉野支所長	岡 民 長
大塔支所長	吉 川 佳 秀
会計管理者	柴 林 淳 子
水道局長	柴 田 裕 彦
総務部次長・財政課長事務取扱	戸 野 哲

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから去る一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

事務局長	西 久
事務局次長	小 田 章
事務局次長補佐	辰 巳 大 光
事務局総務係長	神 農 典 輔
速記者	福 本 光 希

○議長（吉田雅範）この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。  
なお、演壇及び質問席で発言される場合は、感染症防止対策を施しておりますので、マスクを外していただいて結構です。  
本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。  
これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。  
議員各位には、申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。  
また、議員各位には、感染症拡大防止対策として、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、六番窪 佳秀議員の質問を許します。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀質問席へ〕

○六番（窪 佳秀）議長から発言のお許しを頂きましたので、一般質問を通告のとおりさせていただきます。

市長におかれましては、就任以来五か月を過ぎて日々精励されておることと認識しております。

その中において、まだまだ職員等、いろんな形の中からお聞きして、また勉強していただくというようなこともたくさんあるかと思いません。

本日ですけれども、まず最初に、消防団行政についてという形の中で、（一）消防団格納庫についてお伺いをいたします。

六月二日からの台風二号の豪雨災害によりまして、本市においても、道路、河川、農業施設等が甚大な被害を受け、今回の災害復旧に係る予算措置に特に緊急を要したために、地方自治法の規定により専決処分をしたとの報告を受けたところであります。

その中には、西吉野町北曾木地内にある消防団詰所撤去工事が含まれておりました。人的被害はなかったものの、ひとつ間違えれば大変なことになっていたと考えられます。なぜならば、消防団格納庫は消防団員の災害の場合の待機場所として位置づけられているためであります。通常であれば、消防団員が待機しているからであります。幸い当日は、消防団員は自宅待機となっていたために大事に至らなかったというところでございますが、これがその詰所に待機中であれば大変なことになっていたと思えます。

そのことから、まず一番最初に、現在の消防団格納庫の設置数をお伺いいたします。

○議長（吉田雅範）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

消防団の格納庫は、旧五條地区三十か所、西吉野地区二十二か所、大塔地区四か所の合計五十六か所でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今の答弁の中で合計五十六か所ということでありましたが、この格納庫というのは、古くは地元からの土地の協力や、そしてまた建設費の協力を頂き建設したのもあるわけでございます。その格納庫五十六か所が全て消防格納庫として適切な場所にあるとは限りません。



そこで、次に、洪水、土砂災害、急傾斜地等消防団格納庫としてふさわしくない、そういう場所に設置されている現状について調査を行ったのか、そういう形の中でお伺いいたします。

○議長（吉田雅範） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 消防車両や資機材について、毎年二回、消防団員による現況調査を行っています。加えて、昨年より格納庫の現状を調査するため、団長にも参加いただき、現地確認を行っています。

本年度は、北曾木の土砂災害を受けまして、危険箇所等についても調査を行いました。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番 窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） まあ内容を見る限りですけども、もう全てではまだないとは思いますが、行っておるといふこと、これも聞いておるところでございます。

その調査を行ったということですけども、その調査を行った中において、どうしてもその調査結果というのが出ていると思うんですけども、ふさわしくない場所の格納庫という調査結果についてお伺いいたします。

○議長（吉田雅範） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 災害想定ハザード内に設置されている格納庫は二十七か所あります。そのうち移設などの対策が必要であると思われる格納庫が二、三か所存在することを確認しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番 窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今、答弁の中で、調査結果について、災害想定ハザードマップ内に二十七か所ということでしたかね、そういうふうな形のことがあるという形、それ以外のところ数か所があるというふうなところの答弁だったかと思うんですけども、やはりこういう災害が起るだろうというふうな場所にそういう格納庫があるという自身が本当に今後、心配なことがたくさん起る一つの種となるわけでございます。

また、そういうような場所、その中でも特に本当に消防団が待機しておいて、消防団員自身も一緒にそういうような被害に遭われたというふうなことはないようにはしていただきたい。

そのためには、どういうふうにするかといいますが、災害、危険のあるときには、事前に消防団員は待機しておりますので、一時的にそういう格納庫に待機させるのじゃなしに、別の場所、例えば、もう少し安全な集会所があれば集会所、公民館があれば公民館、というようなところに、やはり消防車両も踏まえて、そこで待機というような形のことを前もってやつかんことには、何か待機しておいて、待機しておる人間もるとも人的な、そして、物的な被害が起こってからは遅いと思うんです。

そういうことの中で、消防車両の移動も併せて待機場所の検討と、すぐに格納庫をやり替えるというわけにはいきませんので、その辺のほうのお考えについて伺いいたします。

○議長（吉田雅範） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 地元消防団員や地域住民と協議を行いながら代替場所を検討してまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） これはとつても本場に重要なことであろうかと僕は思います。事があってからでは遅いと思っておりますので、そういうような該当する消防分団とやはり協議をして、そして、二次的災害を防ぐような形の中で検討をお願いしたいなと思うわけです。

次に、消防団格納庫の改修計画について伺いいたします。  
市内の消防団の格納庫の中には、かなり古い建物もあります。改修計画、これ従来はあったわけですが、改修計画はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（吉田雅範） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 改修計画は、基本的には建築年数の古い建物から随時更新することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 古い格納庫から随時更新する、これはもう当然のことだろうと思えます。ただ、その計画どおり、本当に改修を行っているのか。従来でしたら、二年に一回は必ず消防格納庫、古いものからやっていくことであるとか、後でも言いますけれども、消防車両についてでもそうですけれども、やはり計画というのが、何でもそうですけれども、があって、その計画どおり、やはり毎年は、これは五條市の財政力、財政面を考えたときには難しいかも分かりませんが、二年に一回とか、そういうような形の中で、やはりしっかりと計画を

作って改修を行っていただきたいと思えます。

その改修、今ある改修計画どおり改修を行えておるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（吉田雅範） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 現在、消防団組織の再編も並行して実施していることから、総合的に判断をして、必要のある格納庫の更新を行って  
います。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 何でもそうですけれども、やはり行き当たりばったりというか、いやここから言われたからほんならやるんやというんじやなしに、しっかりした中長期的な計画を持って改修なりやつていただきたいと思えます。

そして、それと同時に、今回せっかくその調査をしていただきました。その調査をした中で、その緊急度、これも取り入れた中の計画というの也需要かと思えますので、その辺も併せた中で、一気にはできませんけれども、中長期的な計画というのをしっかり立てていただきたいと思えます。また、それに対する今回の調査によつての見直しも必要であろうかと思えます。お考えをお伺いいたします。

○議長（吉田雅範） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 先ほども御答弁させていただきましたように、再編計画等も考えております。そういった中で、先ほど言いました危険箇所等につきましても早急に対応できるように、地元住民、また消防団員と協議を行いながら進めてまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 従来、格納庫というのはいろんな場所もあるわけですけれども、ほとんどの場合は、土地というのは地元が確保して、そして、何年か、十二、三年ぐらい前からですか、その格納庫の建築費に上限を設けたわけでございます。その上限に基づいて建築したと。でないと、こつちの格納庫はすごく立派なのができた、こつちの格納庫はえらい貧相だなという形のこのないよう上限を定めた経緯があるわけです。

そういう中において、今現在も地区の集会所と併設したような、そういうような格納庫のところもござります。何回も申し上げますけれども、いろんな形の中で、地区の圧力、要望が強いから建設するんだと、用地の確保ができない地区はそのままになっていると、そういうよう

な現状もあると感じております。

これは、消防団格納庫というのは、消防団員の本来にその士気、これにも影響を及ぼします。改修計画どおりに市が中心になり改革を進めていただきたいと思うわけでございますけれども、考えをお伺いいたします。

○議長（吉田雅範） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 先ほども御答弁させていただきました、団員のみならず地域住民の意見や用地の確保などの問題点も勘案しながら改修のほうを検討してまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） ひとつよろしくお願いいたします。

その中において、私の地元の格納庫も古くて以前から改修を要望しておるわけでございますけれども、その格納庫は駐車場もなく狭隘で壁に設置された階段で上り下りをしておるといような状況で、湿度も高く、そして、消防車両の維持に苦勞しておるといことを聞いております。土地につきましても、そばの寺の敷地を間借りしておるといような状況でございます。

以前から要望しておりますが、消防が、後にも出てきますけれども、消防団組織の再編、これを検討しておるといことで延び延びとなっております。一度調査をして、やはり検討をお願いしたいと思います、考えをお伺いいたします。

○議長（吉田雅範） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 現状を改めて調査した上で、再編計画も鑑みながら改修を検討してまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 市民、そして、地元にとって、本当に一番安心・安全を与えるのが消防団であります。困ったとき、特に防災行政には消防団を頼りにしなくてはならないことから、普段からその体制づくり、これが大切であるということですので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

次に、消防団組織の再編についてお伺いいたします。

全国的に消防団員の高齢化、入団者の減少により、消防団の弱体化が問題になってきております。

昨日の新聞にも載っていましたけれども、消防団員は、昔は二百万人ぐらいおったのが今はもう八十万人を切っておるんと違うかと、これは全国の話でございますけれども、それだけ三分の一以下になっておるといような形の中のことでございます。

本市におきましても、最近その定数の見直しを図ったところであるといふところでございます。そやけど、まだ現在、その定数ではないといふことも聞いておるわけでございます。

前市長のときには、消防団組織の再編について話されておりました。その後どうなっているのか、再編計画は作成されているのか、お伺いいたします。

○議長（吉田雅範） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 令和元年より消防団組織の再編計画を作成し、進めております。令和二年度には部数を六十から五十二に集約しました。また、令和七年度を用途に、現在第三方面隊七分団の五つある部を一つの部とする統合を目指しています。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番 窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今の答弁では、再編計画が作成されておるといふことを聞いておるわけでございますけれども、ちよつとお聞きしますと、いやこの地区は団員が少ないんやと、だからこれはもう統合せざるを得んのやと、そういうところからやっておるんやといふことも耳にするわけでございます。将来的にもこの地域には消防団員が少なくなるという形の中で、それやったらそのところに今からその再編に向かってやっていくんやというその計画じゃなしに、その場その場の行き当たりという言い方は悪いんですけども、問題が出てきたところから再編しておると、そういうふうには、僕はそういう形で取るわけでございます。

計画というのは、そういうものではないと思うんですけども。消防団員のサラリーマン化という形の中におきまして、私のところにも、消防団員を続けていくのは仕事との関係で無理があるという形の中でのことが聞かされております。消防団は市民と密着した組織で、市民に安心・安全を与えておるわけでございます。特に市にとっては、防災、そしてまた防犯、これを含めた大きな役割というのと期待を持っている組織、これが消防団であるかと思うわけでございます。

そういうような形において、今のこの時期が本当に再編するのに取り組む重要な時期であろうかと思えます。少し遅れますと、これがもう再編できないような状況になってくるというような形もございますので、やはりこの再編の時期を逃してはならない、僕はそういうふうにおもうわけでございます。

そのためには、市の担当者のいろんな考えをただ消防団に押しつけるのではなく、やはり消防団員、消防団員OB、そういう形の中で意見を聞きながらやっぱり進めていかななくては、そしてまた、消防団というのは必ず地区の自治会と関係しておる消防団もあるわけでございます。そういう形の中の意見を聞きながら、やはり再編というのを考えていかななくてはならないと思います。

従来は地域別に消防団員がおりまして、退職するときには、次の消防団、退職する者が次の団員を集めて、次の団員を確保して、でないで退職できないと、こういうようなことも過去にはあったわけでございます。まだ現在もそれを引き継いでいるところもあるかなと思うんですけれども、そんな形の中で消防団員の確保をしてきたところですけれども、ここ最近、郷土愛といいますか、消防団の最も精神である郷土愛、これもやはり薄らぎまして、そしてまた奉仕精神、これも薄らいできています。

そういう中において、地区で本当に団員の確保、これは地区別ではちよつと難しくなってくるのと違うかなという考えがあります。やはり五條市全体で、今、五百七十名の定数であれば、実質五百三十名ほどと聞いてますんやけれども、五條市全体でやはりその団員の確保と考えるていかんことには、その地区で確保という、そういうような従来のやり方では人はなかなか確保できない、団員が確保できないというような形のことを思うわけでございます。

そういう五條市全体での取組と、市全体での団員に対する取組という形の中において、今後の再編に取り組む姿勢についてお伺いいたします。

○議長（吉田雅範） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 消防団の活動に対する家族の協力や団員の士気高揚を目的として、令和五年度より団員報酬や手当等での改善を図ったところでございます。現在は防災関係の行事などで消防団員募集イベントを行い、加えて、庁舎東側入り口にあるデジタルサイネージ、電子広告でございます、での募集動画の表示や市内大型店舗に募集啓発ポスターを掲示するなど、消防団活動の周知と団員獲得に努めています。消防団組織力の維持については、非常に難しい時期を迎えていることは承知しております。今後どのような形がいいのか、検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今、検討していくということで、本当に何回も申し上げて悪いんですけどね、今、本当にこの消防団にとって一番の重要なこの課題であると思います。その時期に来ておるわけでございます。再編というのは本当に難しい、こういうことは承知しておりますが、従

来は地域に密着した組織であったもの、そしてまた自治会との深い関係があったもの、そして自治会の協力もいただいていたわけでございます。

地域以外の消防団員に頼ることによしと思わない、そういうような形の自治会、また住民もいると考えるところでございます。再編できるところから行う、これは一番簡単なことでありますが、それでは困ったところから統合する、再編するということであり、これは本当に計画ではないと、僕はそういうふうに考えるわけでございます。

何回も申し上げまして悪いですが、やはり市全体の問題として計画を立てて、消防関係者、そして住民等に理解を求めて、何年後にはこうするのだと、そういうような再編計画を立てて行う必要があります。そのためには、やはり納得してもらおうと思ったら、学識経験者とか、消防団幹部とか、OB団員とか、自治会の会長、そういう方も含めてやはりみんなで消防団の再編、そういうような検討委員会、これを立ち上げて、そういう機運を盛り上げていかんことには、本当に再編というのはうまく進んでいかないと 생각합니다。考えをお伺いいたします。

○議長（吉田雅範）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）改めてではございますけれども、今後どのような形で再編がいいのか、十分検討してまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）大きな声を出して申し訳ないんですけども、やはりこれは本当に大事なことですし、住民も、それから地域の方々も本当に納得してもらわんことには、役所の都合だけで再編というのはやっばりはならないことだと僕は思います。そしてまた再編、これは本当に難しいと思いますが、やっばり避けては通れない、こういうような形の問題でございます。よろしくお願いをいたします。

次に、消防団車両の更新計画についてお伺いいたします。

特段理由がない限り、消防車両ですけれども、これの更新は購入から経過年数を含め古い車両から更新してきました。その際には、管轄する地域の現況を踏まえて、そして管轄する分団、部の意見を聞きながら更新を行ってきました。しかし、最近新興住宅街である田園にポンプ車から軽四積載車であるとか、狭隘な道路、軟弱な水利状態である西吉野町のほうにポンプ自動車とか、そういう形の中の配備、これを行っておるわけでございます。やはり地域、そして団員の使い勝手に合った車両の更新というのが僕は必要かと思うんですけども、その辺につ

いてお伺いいたします。

○議長（吉田雅範） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 車両の入替えについては、購入後約二十年が経過したのから更新しています。議員御指摘の車両については、旧五條市内にある分団は、各分団に一台のポンプ車を配備するという申合せにより車両の配置換えを行ったところです。

また、西吉野町のポンプ車については、当然、地元分団での活躍も期待しての配備であります。西吉野地区にはポンプ車はこの一台であり、活動の範囲を西吉野地区全体で考えたものです。ポンプ能力の高いポンプ車を基幹ポンプとして運用させ、林野火災などの高所への放水や遠距離送水に威力を発揮することを期待しての配備となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今、いろんな形の中で話をしていたわけですが、ちょっと僕とは、ずれがあるわけです。やはり特に田園の中、田園の分団に、分団に一台という形の中でポンプ車を配備しておるといことで、五條市内の場合ですけれども、今そういうような答弁があったわけです。

田園地区を見ていただいたら、本当にあの住宅街、もちろん皆さん御存じのように、五條市の中の唯一の新興住宅街であるという形の中で、消防水利、もう万全でございます、道路につきましても本当に万全であるわけでございます。そんな地域の、何というか、安全・安心を守る消防車が軽四の積載車だと、軽四の積載車は何がいいかというたら、やはり道が狭隘であるとか、そして水利が本当に下の川、池、ため池、そういうところから水利を取らなくてはならない、こういうような場所でしたら、これは持ち上げができる積載車というのは有効ですねけれども、田園の場合は逆でして、全て整っております。

だから、今、この間も訓練をやっておったわけですが、見えておきますと、まだ馴染みがないというか、使い勝手というか、そういうのでしておるわけでございます。だから、やはりその地区に合ったような形の更新というのを、今後ですけれども、それをやっぱり一番よく知っているのが団員であろうかと思うんです。

そういう形の中で、今後、そういうような計画の中でしていくときには、そういうのを頭に入れた中の更新をしていただきたい。そして、その更新につきましても、本当に言われたところからするというのじゃなしに、やはりきっちりした計画を持って、それから、先ほどの形の中で、格納庫もそうですし、この消防車両もそうですけれども、これは全て組織の再編と一緒になっていくというか、考えてくるようなパタ



ーンでございますので、無駄なところに今から経費を使うのではなしに、やっぱりさらにその計画を立てていただいて、そこからやっていたきたいなと思います。

そしてまた、先ほどからのいろんな質問、消防格納庫、そして、消防の車両更新計画、これは全て、何回も申し上げますけれども、再編と連動しておるわけでございます。市長におきましても消防団員であったということで、ある程度、消防団員という形の中で消防団のことは承知しておるかとは思うんですけども、本日は全体の話をさせていただきましてすけれども、消防団組織の今後の在り方について、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）現在、消防団は、全国的に見ても、また本市におきましても団員が減少している傾向にあります。サラリーマン団員の増加による人員不足や消防団員に対する理解がいただけない影響もあり、消防力の低下を招いているところでもあります。

本市においても、団員の募集に力を入れている中、消防団組織の編成を行い、さらに効率的な運用を図り、同時に格納庫や車両の更新等を行いつつ、より機能的な動きができるように考えているところでもあります。

また、昨今、台風や線状降水帯による豪雨、また近い将来に発生が予想される大規模地震などによる被害では、さらに活動範囲が多様化する。消防団の力が必要不可欠であります。

私が経験した約三十年間の消防団員の生活の中で、消防団員の皆さんの御苦労は十分理解をしているところでもあります。それらのことを認識した上で、今後、消防団員の将来設計をまた進めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範）六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）市長におかれましても、三十年間消防団員をやられておって、野原のことですとか、そういうのはほとんどパーフェクトですけれど、やはり五條市全体のことを、先ほど申し上げましたことも加味していただいて、そして、やっぱり将来設計、先ほど御答弁にもございましたけれども、将来設計というのをやはり早急にさせていただいて、今、これ五條市だけじゃなしに、これは全国的に本日に今消防団の再編というのが叫ばれております。

だから、その中において、やはり五條市がまあ言うたらモデルとなつて、ああこういうこんな再編の仕方があつたんやと、五條市に一遍訪れて聞こうよというようなモデル的な再編に僕はさせていただきたいというような形の中で、全国から注目されるようなそういう再編、これを

目指していただきたいと思うんですけども、再度、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）防災行政を考えるに、消防団組織というのはなくてはならないものかなというふうには私は思っております。先ほどから議員がお述べのように、格納庫でありましたり、また車両というところは、今後、本当にしっかりと考えていかなければならないところかなというふうに思います。

この間の北曾木地区の台風二号のときも、本当に頓所や消防車両が流されるといったこともございました。私も現場確認を、見に行ってみました。その中で、頓所において、格納庫のところに非常に危険なところがあるというのは、今現在、市がもう認識しているところでありますので、その辺は地域の方々と、また消防団の方々といろんなお話をさせていただきながら、安全なところで待機ができるよう進めてまいりたい、やはり消防団の人命も第一でありますので、その辺もしっかりと考えて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

消防行政でいいますと、私も消防団に約三十年ちよつとぐらいお世話になっておりました。現在、消火活動とすると、やはり広域に変わりましたので、すぐ早く来てくれるのかなというところが思っております。火災のときは、今、消防団は後方支援になっているのかなというふうに思います。しかし、災害になりますと、やはりもう多くの消防団の方々にお世話になる。巡回でありましたり、例えば、川が増水してきたときに、またポンプで川に放流をしていただくようなことも非常にお力添えをいただくことでありますので、その消防団員が非常に減少しているところも私も認識しているところではあります。なかなか入団している方が少ないというのがもう一つの課題であるのではないかなというふうに思います。

その中においても、やはり私も思っているのが、地域の方々、各自治会においても、やはり消防団の必要性をもっと訴えていかなければならないのかなというふうに思っております。消防団の方が、私も団員のときには、昔はお酒も飲めたときもあって賑わいがあったというふうな感じもあつたのか分かりませんが、今はそうではなしに、やはり防災に対してというところで皆さん頑張ってくれている、そういう団員の方が少なくなってきたことも地域の方々がしっかりと理解をしていかなければならない。そして、もっともつとその消防団に対しても協力をしていかなければならないのかなというふうに思うところでもあります。

そういった中、今後においても、行政、消防団、また各自治会とお話をしながら、しっかりとこのことについても進めていきたいなというふうに思っているのが現状でありますので、今後ともまた行政としても皆さんと協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今の市長の答弁の中において、本当に市長も三十年間、消防団の中におきましていろんなことを感じたこと、これは述べていただきました。本当に僕もそのとおりでと思います。最近では、火災現場というのは本当に活動が少なくなってきたという形の中で、火災の場合は消防団員の活躍する場が少なくなってきたという形の中で、防炎面も踏まえてそうすけれども、そしてまた防犯面も踏まえてそうすけれども、いろんな形の中で消防団を頼りにしなくては本当にそういうものに対処できない、困ったときの消防団組織のために、今からそういう手厚く計画を立ててよろしくお願いいたします。

次に、二つ目の質問でございますけれども、公共施設のトイレの現状について伺います。

まず、都市公園等のトイレの和式、洋式の現状について伺います。

○議長（吉田雅範） 上田井建築住宅・まちづくり推進担当部長。

○都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）（上田井 朗） 五條市の都市公園のトイレは全部で十四か所あります。大便器については、合計で男子トイレは二十五か所あり、女子トイレは四十四か所、多目的トイレは九か所あります。合計七十八か所でございます。

このうちシダアリーナでは、大便器二十か所のうち洋式が十八か所、和式が二か所あります。

阿田峯体育館では、大便器六か所のうち洋式が二か所、和式が四か所あります。

体育館を除く屋外トイレ全体の和式、洋式の内訳といたしましては、男子トイレ大便器の洋式は四か所、和式は十二か所、女子トイレ大便器の洋式は七か所、和式は二十か所であり、洋式の占める割合は二五・五八パーセントでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 洋式の占める割合二五・五八パーセントですか、こういうことでした。

なぜ僕がこういう質問を、こんな小さなことです、本当に和式か洋式かという形の中において、そやけど、自分の家もそうですし、お客さんが来るとしたらまずトイレ掃除からするのと違うかなというような形の中において、やはりこの都市公園というのは、本当に五條市の中において随時人が、人が一番集まる場所であろうかなと思います。やはりそのトイレというのは本当に大事、そしてまた子供、高齢者、これがあるというような形の中、そしてまた、家庭環境の違いで、最近、家庭の家でもそうですけれども、和式から洋式に変える家がめちやくちや増えておるわけでございます。だから、そういうようなところの中において、洋式で育った子供というのは、本当に洋式でしか用を足さな

いというような子供が増えておるわけでございます。

そんなことで、先日、公園等のトイレをちよつと確認させていただきました。もちろん身障者専用のトイレがあるところ、ないところ、そして、もちろんですけれども身障者用のトイレというのは洋式というのは当然であったわけでございます。そしてまた、一部には、ああこれは和式から洋式に変えたな、改修したなというそういうような、分かるようなトイレもあつたわけでございます。

やはり、何回も申し上げますけれども、今の子供というのは、本当に小さいときから洋式のトイレで育つていたために、和式で用を足すとき、これも初めて分かつたんですけれども、かがむ場所が分からないと、和式だったらどこに座つたらいいか分からないということで、僕もよく行く田園の岡近隣公園もそうですけれども、便器から皆こぼれとんです。何でこぼれとんかなって、初めそれを、何とかな、座つたことがないため座る位置が分からない、これが全く気づきませんでして、そして、その中において清掃するわけでございます。

これは五條の中央公園ですか、同じようなことを言っていました。多しんやと、何でやと。それと、もう一つが、トイレを流してないというような形、それはなぜかというたら、流すのが一つ一つ違うわけですね、その便所によって。ボタンを押すところ、レバーを下げるころ、それから上から紐で引く張るところと、それが今の子供とかそういうのは、自然に立つたらもう勝手に流れるんやと。俺も初めて、ええつて、僕らの年代だったら考えられへんのやけど。ああほんで流してないんかと、こういうことも分かつたわけでございます。

だから、そういう形の中において、ほとんどがその中央公園にもお聞きしたところ、やっぱり利用者からの通報ということでも聞かされました。夏休みの多いときには、この間から約六百人も来ておるらしいです、中央公園。そういう中において、特に冬場でしたら、もう家庭では全部保温されたその便座というのがあつたわけでございますけれども、あそこの場合は保温がされておらないということを知るとんやという形の中で、苦情も出ておるんやという形の中で言われておりました。

そして、先ほど言いましたですけれども、田園の岡近隣公園のトイレ、これは和式のみです。そして、高齢者、子供たち、これは用を足すことが、よう用を足さないんです。普段が洋式ばかり使っているものやから。だから、ちよつと用を足すときには家に帰るといふような形のこと、今、そういう子供もおるわけでございます。その家に帰る途中に、やはり腹具合が悪いですので途中で漏れてしまったと、そういうことも聞いておるわけでございます。そういう形の中において、先日もちよつと担当課のほうに話をさせていただいたわけでございますけれども、やはり安心して子供がそこでトイレのできるような、そしてまた、高齢者もそこでトイレができるような形の中で検討をお願いしたいなと思つてございます。

それをお伺いしたいのと、併せて阿田峯公園ですけれども、ここへ見に行かせていただきました。ちよつと水曜日だったんですけれども、

そしたら、女子トイレがもうドアが壊れてロープかなんか張って使用禁止になっていました。そのところに、ちょうど僕が行ったときに女性の方が来たんです、トイレをしに。それで、そのときに、ああここ使えないわって言うて、そのところには「阿田峯公園の体育館のトイレを使ってください」と張り紙がしてあるんです。ところが水曜日、水曜日だったと思うんやけれども、体育館が休みのときです、使えないと。そんなん慌ててきた人がどうもこうもいきませんので、ちょうど僕、行きましたので、ちよつとトイレのことを調べに来ておるんや、見に来やしてもろたんやという感じで、男性トイレを使ってくださいよと言うて、僕は外におるから、見えますから、「そこに女性が入りますよ」と言いますからと言うて、その女性の方に入っていたいて、それで表でちよつと待っておったんですけれども。それで、その方は用を足されていったわけです。それを見たときにね、これ担当課、このトイレを把握しとんのかと、こうなっておるといふことを把握しているのかということもあるわけでございます。

だから、二つのことを合わせて、一問一答方式ですけれども、お伺いいたします。

○議長（吉田雅範）上田井建築住宅・まちづくり推進担当部長。

○都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）（上田井 朗）議員お述べのとおり、シダーアリーナ以外のトイレでは和便器のほうが多い現状であります。全てを洋便器にすることはできませんが、今後、割合を増やしてまいりたいと考えています。

また、各公園利用者のニーズや要望等を鑑み、箇所数や時期も含め計画的に洋便器への変更に努めてまいります。

また、阿田峯公園のトイレの故障の件についてでございますが、現在、把握をしており、早急なる対応を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範）六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）さつきもちよつと言いましたけど、岡近隣公園の和式から洋式のことですけど、これ部長してもらえますか。

○議長（吉田雅範）上田井建築住宅・まちづくり推進担当部長。

○都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）（上田井 朗）岡近隣公園に関しては、利用団体からの要望書を頂戴しているところを把握しております。

先ほどの答弁にもありましたとおり、今後のニーズ、要望を鑑みる内容といたしまして、計画的な洋便器への変更に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）どうぞよろしくお願いいたします。

やっぱり公園の利用者、そして子供たち、高齢者が安心して使用できるように態勢をお願いいたします。

次に、地区公民館、地区体育館のトイレの和式、洋式の現状についてお伺いいたします。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）本市におきましては、現在十五の地区公民館がございます。地区公民館全体におけるトイレの和式、洋式の状況につきましては、全体の便座数が八十六台で、そのうち和式が四十三台、洋式が四十三台でございます。

また、洋式便座が一台もない公民館につきましては、四館でございます。

次に、地区体育館につきましては、二見文化体育センター体育館を含め、現在十二館ございます。地区体育館全体におけるトイレの和式、洋式の状況につきましては、全体の便座数が四十九台で、そのうち和式が三十四台、洋式が十五台でございます。また、洋式便座が一台もない体育館は四館でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今の答弁の中において、一台もないところが公民館は四館あると、そして体育館も四館であるというような形の中で、やはりこの地区公民館、そして、地区体育館中というのは避難場所となっているところもあるかと思うわけでございます。特に避難場所となっているところには、避難するという人は災害弱者というような形の方から避難を開始するというのが普通であります。そういうような方々が避難して、そして、やはり用を足すというのがトイレになつてくると思っております。

市のほうで簡易トイレという形の中で備蓄しておるのは承知しておりますが、やはりそういうような避難場所となつておるような形の中のトイレにつきましても、先ほどと同じような形の中で、全てを洋式にしろとは申しませんが、やはり半数ぐらいにつきましても、そういうような洋式トイレに計画を立てて、やはり改修をしていただいて、そしてこれも計画が必要ですので、今後そういうような形の中でやっていただきたいと思いますと思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）議員がお述べのとおり、洋式トイレの必要性は認識しているところであり、今後につきましても緊急性や施設の状況な

どを十分考慮し、計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）これ、小さなことの質問で本当にあれですけども、やっぱり避難する人、そして高齢者、子供たち、障害者、こういう方たちが本当に快適に避難できるような形の中で配慮していただけるようお願いを申し上げます。

また、市長におかれましては、就任から約五か月たちまして、日夜職務に精励していただいておりますということは承知しております。やはり選挙公約で上げましたことにおいて、初心を忘れずに、そして一歩ずつやはり前に進んで、そして市民が期待している部分がたくさんございますので、いろんなことを吸収しながら、ひとつ今後の市政運営によりしくお願いを申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田雅範）以上で六番窪 佳秀議員の質問を終わります。

感染症拡大防止のため、十一時五分まで休憩いたします。

午前十時五十二分休憩に入る

午前十一時四分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確をお願いいたします。

なお、質問席で質問される場合は、マスクを外していただいても結構です。

次に、九番山口耕司議員の質問を許します。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司質問席へ〕

○九番（山口耕司）それでは、議長より発言の許可を頂きましたので、九番、公明党山口耕司の一般質問を通告のとおりさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

なお、時間不足にならないよう努めてまいりますが、そのような事態になった場合、また答弁書を頂きますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、議長の許可を得まして、資料の配付の許可をいただいております。またそのときになりましたら、御説明をさせていただきます。まず最初に、一つ目の六月二日の線状降水帯による災害についてでございます。

(一) 共同墓地の災害について。台風二号が五月三十一日から六月二日にかけて沖縄地方にかなり接近し、周辺の湿った空気が流れ込み、梅雨前線が活発化した影響で、奈良県内では、二日、局地的な豪雨をもたらす線状降水帯が発生しました。その結果、五條市西吉野町永谷の国道百六十八号で法面が崩れて付近が通行止めになったり、至るところで災害が発生いたしました。

公的な道路、土地などは、管理者が住民に安心して暮らせるように復旧工事を、今議会におきましては四億六千三百三十四千円の補正予算が専決され、承認を求めることとなっております。

また、民有地では、農地災害や山林の治山事業が公的な補助金もあり、復旧がやりやすくなっております。

この六月二日に靈安寺町地内の最初坊墓地におきまして、上段の石垣や歩道及び墓標等が崩落いたしました。この地域を管理する最初坊墓地管理委員会の組織はあるものの、多額の運営資金はなく、復旧工事を捻出するのに苦慮しているところでございます。

それでは、五條市におきまして、地域で管理する共同墓地の数はどれぐらいあるのか、教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

平成十四年、奈良県内吉野保健所作成の墓地管理台帳によりますと、六十九か所でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今、六十九か所、大変たくさん五條市にもあるということでございます。

そのような中、共同墓地においては、こういった災害が起きた場合、何か助成する措置はあるのか、教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）本市では、豪雨などにより被災した共同墓地の復旧に対し、復旧にかかる費用の補助は行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）



○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）助成はないというところですね。ですので、今回、この一般質問で助成制度を設けていただきたいという内容になっていくわけでございます。

他市の例といたしまして、平成二十八年の熊本地震では、そういった復興基金を活用した、被災した共同墓地の復旧工事にかかる費用の一部を補助してございます。例えば、阿蘇市におきましては、工事費の二分の一、上限一千万円までの補助が出ております。また、五條市とつながりのある益城町、これも共同墓地復旧支援事業についても、その益城町のホームページに掲載されてございました。これも熊本地震復興基金の交付を受けて補助をすることとなっております。いわゆるそういった被災された方の痛みの最小限化をするために、こういった基金を利用した復旧工事になっております。復旧工事の補助金の対象となっております。ここでは、工事の上限は二千万円で、最大一千万円の補助を受けることができるというところでございます。

そういった地震のいわゆる復興の基金を利用した自治体、そして、そうでない自治体も補助をしてございます。これも九州で豪雨があつた薩摩川内市でも共同墓地が豪雨等により被災し、復旧に当たり公共災害復旧事業等の対象とならない場合に費用を補助する制度がございます。そこは工事費が三百万円以下の場合には工事費の三分の二、三百万円を超える場合は二百万円が出る、七万五千円未満は対象外ということになってございます。ここでも限定がございまして、五世帯以上の共同墓地に限るというような限定もされております。

ほかにも魚沼市、新潟県でございまして、新たに自然災害で被災した共同施設、共同墓地、集落集会所の復旧事業などへの助成を目的とした魚沼市共同施設災害復旧事業補助金交付要綱を定めてございます。

こういった補助交付金制度を設けることについて、市の見解を求めたいと思います。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）市営墓地が被災した場合には市が復旧を行うこととなりますが、共同墓地については手立てする手段がないのが現状でございます。市内各所にある共同墓地についても、自然災害などで被災した際には速やかな復旧の支援が行えるよう、財政状況を踏まえながら、他市町村の事例などを参考に調査、研究してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）研究、検討していかないと、交付金制度はまだ創設してございませんので、しっかりと調査していただいて、前向きに取り

組んでいただきたいと思います。

先ほどの答弁、六十九か所ある共同墓地の中で、過疎、高齢化が進むに当たって、いわゆる管理ができなくなってくるという部分があるうかと思うんですけども、そういったところに対してはどういったお考えをお持ちですか。

○議長（吉田雅範） 平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長） 共同墓地のほとんどは、それぞれの地区の地域、地元住民や周辺に居住されている方々により管理されております。議員お述べのとおり、高齢化が進む中、将来、管理がなされないような状況になることも想定されます。そういった場合も想定いたしまして、それに対応するよう調査、研究してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） そういったところは、今のところはそういった自然災害の場所は最初坊以外に出ないかとは思いますが、今後においてどこで災害が発生するか分からない、そういったまた管理がなかなかできにくいところもしっかりと五條市で見たいけるような制度を設けていただきたいと思います。

それでは、市長にお伺いしたいと思います。

五條市におきましては、いわゆる公営墓地の数が限られております。過去に新たな墓地を計画しておりましたが、断念した経緯がございます。そんな中、共同墓地の位置づけは五條市にとっては大変重要ではないかと思っております。また、この最初坊墓地は三百六十年前より存在し、二百二十から二百三十基の墓がございます。所有者はまた全国に点在していると聞かせていただきました。この補助金制度の新設と今後の共同墓地の維持管理について市長に見解を求めます。

○議長（吉田雅範） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 議員お述べのとおり、重要な案件だと考えておりますし、近年の少子高齢化に伴い地域のコミュニティ組織の弱体化が懸念されております。私も議員お述べのように、最初坊のところ、以前、ちょうど頂上の木が倒れまして、墓石も倒れるということがございました。そのときに地元からも相談を受けまして、この木は自分らで切るんだけど、これどのように処分したらいいのかなということがございました。私もそのとき補助制度について調べた経緯もございました。私もその辺は十分認識しております。

ただ一つ、私が思うのは、地域の方々がどれぐらいの方が今こういった状況にあるということを確認していただいているのか。それとまた、

地方に、さつき議員もお述べになったように、五條市にもう住んでいなくて墓地だけがこっちにあるという方も多くおられると思うんです。

そういった中におきまして、やっぱり皆さんとしっかり協議をして、ただ単に市が補助金をこういうふうなことがあったので出すということではなしに、やはり地元ともしっかりお話をしながら、最初坊以外にも共同墓地があると思うんです。そういう方としっかりと協議をして、こういう形になってこれから五條市は補助金を出していくところにならないと、私はちょっと難しいのかなと思うんです。

ただ、この辺に關しても、私は前向きに考えたいと思っておりますし、皆さんのこういった高齢化になってきて管理する者がいない、そういうことから誰がやっていくのか、そういうところが一番大事なのではないかなというふうに思います。そういったこともしっかりと地域の方々も踏まえまして一緒に協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）前向きに検討していただけるというお話でございますけれども、五條市の市営墓地に關しても、いわゆる新墓になるんですけれども、そういった募集をかけていただいております。あの限られた地域で募集をかけておるわけです。なかなかその新たな場所というのは市民の皆さんに提供できない。しかしながら、共同墓地がございますので、そこでそれぞれの墓地としての役割、機能を果たしておるのではないかと思います。

いずれにしても、いろんな形の中でそれぞれの墓地が運営されてございます。たくさん資金を持って運営しているのは、いわゆる宗教団体とか、そういうところのお寺とか、そういったところは墓地の管理がきちつとできようかなと思います。しかしながら、そんな資金の持っていないところに、手厚くとは言いませんけれども、しっかりと研究していただいて、そういったところに補助金制度を新設していただければすようお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

二番、带状疱疹ワクチンの助成についてでございます。

去る六月定例会におきまして、御案内のとおり带状疱疹ワクチンの助成並びに定期接種化を求める意見書案を上程させていただきました、議員皆様の賛同を得まして、関係省庁に提出されました。

（一）の定期接種化の国の見通しについてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田雅範）久保すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（久保雅彦） 子供の頃にかかった水痘・帯状疱疹ウイルスが、体の中で長期間潜伏感染し、免疫が低下した際などに、議員お述べの帯状疱疹として発生します。現在、帯状疱疹予防ワクチンは、主に五十歳以上を対象として、二種類、薬事承認をされておりますが、任意接種となっております。

このたび、帯状疱疹ワクチンの予防接種法に基づく定期接種化について、県及び国の担当課に問合せを行いました。国の審議会で検討されてはいるが、知見を収集し、引き続き検討を続ける状況であり、現時点で定期接種化の見通しは立っていないということになりました。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範） 傍聴人に申し上げます。傍聴席において談論は禁止されておりますので、静粛に願います。（「九番」の声あり）  
九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 国の定期接種化が、まだ見通しがついていないという答弁でございました。八月九日の読売新聞の、これは何面かな、十面に帯状疱疹ワクチンの定期接種化の検討急務というタイトルで解説がされております。書かれたのは、この読売新聞の医療部、加納昭彦さんという方の記事でございます。

ここには、帯状疱疹を予防するワクチンについて、厚生労働省は六月、五十歳以上の男女に加え、がんなどで免疫が低下した十八歳以上にも接種を認めた。一方でワクチンは予防接種法上の定期接種には位置づけられておらず、原則全額自己負担になっている。費用は高額で、専門家は公費を投入する価値があるなどとして定期接種化を国に求めています。

本当にこの帯状疱疹、もう皆さんも御存じだと思っても、身近な人がかかっておる、かかった人の話を聞いたら、もう痛くて、治ってもまたそこが神経痛のような痛みが続くということを聞かれたと思います。

このことに対して、ワクチンが二種類ございます。製品名は、ビゲンと、そしてまたシングリックスというんですけれども、不活性化ワクチンと生ワクチンの二種類でございます。

このシングリックスというのはかなり有効性がございまして、発症予防の効果は九〇パーセントから九七パーセントの効果があるというんですね。しかし、二回接種しなければならぬ。一回の接種が二万二千元以上かかってしまう。二万二千元掛ける二ですので約五万円近くの費用がかかってしまう。予防接種になるとその補助もできるんですけれども、この新聞に書かれておりますのは、現在多くの自治体で二百七十二市区町村が既に助成をしておるといふ記事でございます。

そういうところを、五條市ではそういった助成制度を設けることはできないのか、お尋ねいたします。

○議長（吉田雅範）久保すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（久保雅彦）市の予防接種費用助成につきましては、ワクチン自体の効果が明確であり、かつ集団感染予防や重症化予防に有効である等の条件を満たすものを対象に実施の可否を判断しているところでございます。

带状疱疹ワクチンについては、予防効果の持続性や重症化予防効果、発症頻度等から、導入に最適な対象年齢や期待される効果、安全性等について、厚生労働省の審議会において審議されておりますが、先ほど申しましたが、定期接種に至っていないのが現状でございます。

また、財源につきましても、現時点においては、予防接種法に基づかない任意接種となるため、助成費用は全て一般財源となり、市独自の带状疱疹ワクチン接種の費用助成を実施することは市の負担が大きく難しいと考えております。

しかしながら、今後定期接種化に向けた国の動向を注視するとともに、他自治体の状況につきましても引き続き調査、研究してまいりますと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）このワクチンの助成をしている自治体が東日本は大変多うございます。西日本は少なくって、奈良県も一村だけでございます。近くでは和歌山県でも実施しているところがございます。しておるとかしてないとか、そんな関係ないんですけども、この厚生労働省の委員会で議論が始まったのが二〇一六年の六月です。新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあって、二〇一八年六月以降は審議されていないことです。今年になって、たくさんこの自治体が補助制度を実施したという傾向もございます。

この新聞の記事でございますけれども、予防接種は本来国民誰もが公平に機会を得られるようにすべきものであると。健康寿命を延ばすために必要なワクチンであり、定期接種への議論を急いでほしいという結論になっておるわけでございます。本当にこのかかった人のことを思うと、一刻も早く助成をしていただきたいと思えます。

この五條市における带状疱疹のいわゆる推計でございますけれども、一人当たりの費用は年間四万二千六百三十八円かかると、直接の医療費。その後、一人当たりのPHNと言うんですけれども、带状疱疹後、痛み、疼痛が存在した場合は、一人当たり十二万七千円余りのお金がかかってしまうところでございます。この費用対効果、かなり見込めるわけでございます。

もしも五條市にそういった取組をしていただきますと、五十歳以上の方でいわゆる半額助成をした場合、試算が出ております。試算は、いわゆる不活性化ワクチンと生ワクチンでございますけれども、不活性化が七〇パーセント、また、生ワクチンのほうは三〇パーセント接種し

た場合に、接種率を四パーセントとしたときに、五十歳以上の方を補助するのであれば一千三十七万二千元という試算を見てございます。そしてまた、六十五歳以上でございますと、六百万円余りの補助金でいけるといふ試算もございますので、そういった補助金制度に対して市長の見解を求めます。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）带状疱疹ワクチンは带状疱疹予防に有効な手段であると認識をしております。しかしながら、先ほど部長から答弁があったとおり、現時点では、国が予防接種法に基づく定期接種化について有効性や安全性などを審議している時期であること、また予算的にも大きな額が必要になってくることから、国の動向を踏まえ、効果や費用を勘案し総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

今、議員お述べのように、補助を出すというのは大変重要なことかなと思います。しかしまた、今、国のいろんな中からも、ちよつと時間を頂いて、またいろんなところで研究させていただきたいなというふうに正直思っております。

市としても、やっぱり人の生命を守るところでいくと大変重要なことと私は考えております。その中でちよつと時間を頂きたいなというふうに思います。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）どうかよろしくお願い申し上げます。

本当にこれ、高齢化してまいりますと、そういった病気にかかってしまうと大変な思いをされますので、高齢者に優しいまちづくりを目指して、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、三番の学校における献血教育についてでございます。

いわゆる献血は、病気の治療や手術などで血液を必要としている人のために自ら進んで提供する身近なボランティアでございます。がん、白血病、感染症、血友病、手術、出産などで血液を必要とする方がたくさんおられる中、血液は人工的に作れず、血液製剤は採血後二十一日間、血小板製剤は採血後四日間しか有効性がなく、長期保存ができません。また、一人当たりの献血回数や量には制限があり、多くの方の御協力が必要となってまいります。

本市の献血の実態と年代別、奈良県で分かっている範囲で結構でございますので、教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）献血実施に当たり、奈良県赤十字血液センターより依頼を受けまして、庁舎を活用し、年三回献血に協力、市

が広報等を行うなど連携し実施しております。

庁舎内で実施した献血の実績といたしまして、令和二年度二百三名、令和三年度百八十四名、令和四年度二百二十一名の方に御協力をいただいております。

また、奈良県全体といたしまして、奈良県赤十字血液センターの令和四年度事業年報によりますと四万九千二百二十七名で、年齢別では十代が一千七百名、二十代が六千五百六名、三十代が六千八百五十四名、四十代が一万一千四百三十名、五十代が一万五千三百五十二名、六十代が七千八百三十五名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）数、言っていただきましたけれども、人数を言ってもらってもピンとこないと思います。年代別でちょっと資料を頂いておりますので、いわゆる十代、十六歳から十九歳の年代でございませけれども、三・五パーセントの方しかしてない。二十代の二十歳から二十九歳までが一・二・三パーセントの方にしていただいています。三十代でございませ、三十代が一三・九パーセント、四十代が二三・二パーセント、五十代が三一・二パーセント、六十代が一五・九パーセントと、いわゆるこれ血献していただいた方の全体の中のパーセントでございませ。

これを見せていただきますと、やはり十代の方が全体の割合の中から大変極めて少ないのではないかなと思います。そういった年代を増やすために、今回一般質問をさせていただいております。いわゆるこれから将来にわたって安定的に血液を確保するためには、今後献血基盤を支える若年層の献血者をいかに増やすかが喫緊の課題となっております。少子高齢化による構造的な問題だけではなく、新型コロナウイルス感染症拡大を背景としたオンライン授業、高校、大学等での献血中止によりさらに若年層の献血者が減少するとともに、献血に触れる機会も減少したと聞いております。そこで、献血に行くきっかけを作るため、献血可能年齢になる前も含めて関係機関と連携しながら広く現場へのアプローチを進めていくことが重要と考えませ。

それでは、（二）の献血教育について、小・中学校ではどのように行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）中学校では、中学生を対象とした献血についての理解を促す厚生労働省作成のポスターを掲示し、献血の普及と啓発を行っております。

また、高等学校では、厚生労働省作成のテキスト「けんけつHOP STEP JUMP」を活用し、血液一般及び献血に関する正しい知識の獲得につなげているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）献血のこの啓発ポスターをやっていたら、九月五日付の奈良新聞にもいわゆるポスター入賞者に功績表彰を行っていただいております。残念ながら五條市には該当はございませんでしたが、こういったところもしっかり取り組んでいただくということも重要なことだと思います。

今、部長お述べの「けんけつHOP STEP JUMP」、これは高等学校で配られておる教材だと思うんですけども、こういった教材をいち早く、いわゆる中学校三年生ぐらいから配布していただければよかろうかと思うんです。こういった中学校においても、高校生を見据えながら、この献血の果たす役割などに触れることができるような取組をしていただきたいと思います。教育長いかがでございますか。

○議長（吉田雅範）井上教育長。

○教育長（井上恵充）今おっしゃいましたように、全国的に見まして、献血の量というのがかなり危機的な状況にあるというふうに向っております。若い世代に献血の大切さ、それを知らせるためにも、議員お述べのとおり、できることから計画的に取りかかっていきたいというふうに思っております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）高校へ入ってからは遅いんですよ。いち早く、いち早くもう中学校のときにこの取組を教えてあげると、高校、十六歳になったときからスタートできるんです。十六歳からは二百ミリリットルまでしかできませんけれども、そういったところもしっかり教育していただいて、さらなる啓発をしていただきたいと思います。

このことに対して、私もこの赤十字のほうからこういった研修も受けさせていただきました。やはり若い間に献血をしていただく、そうすれば、二十代、三十代となっても献血をしていただける、その本人の流れができるということでございますので、どうかよろしく願います。と思います。



中学校では、もうこれはせんでもええんやというお考えではないですよね。高校へ入ってからでいいやないかというようなお考えではないですよね。再度お聞きしたいと思います。教育長、取り組んでいただけますでしょうか。

○議長（吉田雅範） 井上教育長。

○教育長（井上恵充） 議員お述べのとおり、献血に関して、十六歳以上からではやはり周知は遅いかなというふうに思うところが多々ございます。若い世代のほうにも、ボランティアというんですか、そういう心の持ち方も含めて、献血の大切さを理解させるところは理解させていく必要性があるというふうに捉えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） どうかよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、四、奨学金制度全額肩代わりの推進についてでございます。

（一）の奨学金の利用者の実態についてでございます。

五條市における奨学金の取組についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田雅範） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 本市においては、高等学校等進学者を対象に昭和二十六年に設立された五條市育英会が運営する奨学金制度がございます。同奨学金制度では、学力と所得の基準を設け、高等学校等進学者に月二万円を無利子で貸与しております。

平成三十年度新規貸与者三名以降、平成三十一年度から令和四年度の新規貸与は零名です。現在、返還対象者は十九名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 育英会の奨学金ですね、月二万円。大変ありがたいお話ですけども、今のところ借りていただいている方はいないというところでございます。どういった理由で零になっているのか、ちょっと把握しかねますが、また後ほど、この育英会の支援も若干触れさせていただきますきたいと思います。

それでは、（二）の奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進についてでございます。いわゆるこの奨学金返済支援制度全額肩代わりについてお伺いしたいと思います。

この質問は、令和五年第一回三月定例会で企業版でのいわゆる奨学金の代理返済、返済支援を、奨学金を受けていた社員に対し企業が返済額の一部または全額を支援する制度を質問させていただき、五條市内のテクノパーク等の企業に御案内をいただいたところでございます。

政府の移住応援サイトに記載になっております内容ですが、「奨学金の返済を肩代わりして地方の未来を担う若者を応援する制度、奨学金返還支援制度を活用しよう」ということがタイトルでございます。いわゆる地方で暮らす若者を対象に、大学などに在学中に貸与された奨学金の返済を自治体などが支援する制度があるのを御存じでしょうか。自治体ごとに一定の要件が定められ、それを満たす奨学金返済支援をする取組です。という案内が載ってございました。ちよつと分かりにくいかと思えます。この制度の内容を担当部局より分かりやすく御説明いただけますでしょうか。

○議長（吉田雅範）西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄）国では、平成二十七年四月十日付で「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進について」という通知を発出しておりまして、自治体と地元企業の協力による地域への就業、定着を促進してきました。

さらに、令和二年六月一日には奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱を制定いたしまして、自治体が主体となった若者の定着、地方定着の取組につきまして地方財政措置を講じるなど推進をしております。

今回の制度といたしましては、市町村がこの枠組みを活用いたしまして、若者が当該市町村に一定期間居住することなどを要件とし、奨学金返還の全部または一部を負担することにより金銭的に支援し、若者の地方定着につなげようとするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この制度、この奨学金に大変、返済に苦しんでおるといのはもう至るところで目にするわけでございます。この地方創生の観点から、この制度を五條市でも実施することが必要であると思えます。

日本学生支援機構によりますと、二〇一九年度末の返還の滞納者は三十二万七千人で、滞納債権は約五千四百万円にも上っておるといっております。滞納の主な理由は、家計の収入減や支出増で、滞納が長引く背景には本人の低所得や延滞額の増加が指摘されます。こうした利用者の負担軽減を見て、返還を肩代わりする支援制度が二〇一五年から実施されています。一定期間定住し、就職する等の条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度でございます。

二〇二二年六月現在で全国六百十五市町村が導入してございます。自治体と地元企業などが基金を作ることを条件に、国が自治体の負担額

の二分の一を特別交付税で支援する枠組でスタートしましたが、この制度の拡充を公明党も取り組みまして、青年政策二〇二〇の一つとして、当時の安倍首相に提言政策を行い、六月に制度が拡充されました。それによりまして、市町村につきましては、基金の設置が不要になり、国が支援する範囲も負担額の二分の一から全額まで拡大されたわけでございます。そこで、奨学金返済に苦しんでいる若者の負担を軽減するとともに、地方創生の観点から若者の地方定着を促すこの制度を五條市でも実施が必要であると考えます。併せまして、先ほどの五條市育英会からのこの支援も対象となるのか、その辺の見解を求めたいと思います。

○議長（吉田雅範）西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄）本市では、若い世代の人口流出が課題となっており、若者の移住定住を促進し、地域に定着する人材を確保することは、地域活力の維持につながるものであると認識をしています。奨学金を活用した若者の地方定着の促進につきましては、国の要綱も勘案しながら、制度の創設に向けてまして調査、研究してまいりたいと考えております。

なお、本市でこの支援制度を導入、実施する場合におきましては、市独自であります五條市育英会の奨学金も対象となるものでございます。以上、答弁いたします。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）五條市独自のその育英会も対象になるということですのでよろしいですね。対象となるということでございます。もしその制度が創設されれば、また早急な手続をお願いしたいと思います。

それで、市長にでございますけれども、NHKの朝ドラ、御覧になっていきますかな、見る時間がない。「らんまん」という植物博士の物語でございますけれども、この牧野富太郎博士の故郷でもある高知県佐川町でございます。

令和四年度から佐川町に十年以上定住する意思のある者を要件として、一年間の支援額、上限二十四万円、二万円掛ける十二か月として八年間、計百九十二万円の返済支援を実施した。令和四年度当初予算で十名分の予算を組みましたが、応募者が多かったため、補正で十名分を追加。結果、二十人の募集に対して二十三人が申し込まれた。このことにより、佐川町出身者を含め二十三人の若者がこの佐川町に新たに住むようになったということ。対象の二十三名の平均返済額は一万三千元から一万五千元で、想定の一万円以下になっており、二十名の予算で二十三名の支援を行っておるといふ、予算的には十分な現状だったそうでございます。この返済額、平均二十万円の二分の一、自治体負担、いわゆる一人十万円が若者が自治体に居住してくるかもしれない制度であることをしっかりと御理解いただきたいと思っております。

市長の政治アピールとしてでございますが、押しつけかま分りませんけれども、この五條市は若者を全面的に応援するというスタンスで、

我が町に住んでくれる若者には奨学金の全額肩代わりをやりますよ、というのがこのインパクトある政策ではないでしょうか。若者の居住者が増えれば予算効果としても高いと思いますが、市長に所見を求めます。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）本市では、若い世代が進学・就職を機に転出するなど人口減少が急激に進んでいるのが現状かなというふうに思っております。全国的にも人口減少が進む中、どのようにしたら若い人に定住してもらえるのか、そして、そういうことが非常に難しい課題ということも認識しております。奨学金返還支援制度の創設については、先ほど公室長が答弁したように、効果的な制度設計について検討していきたいというふうに思っております。

議員がお述べのように、若い方々に定住してもらうというのは本当に必要なこと、そのことはやはり私も若い方を応援していきたい。そんな中でも、今、若い世代による給食費無償化などもやっていきたいなというふうに思っておりますので、今後また、このことについてもしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆる返還制度にいろんな縛りがあるかと思うんです。それを全てクリアしないとその制度が前へ進まない、借りられないという縛りもあるんですけれども、その辺、もし取り組まれるんですしたら規制を緩くしてあげて、五條市、やっぱりここまで手厚いことしてくれるんやな、ということを表に出して取り組んでいただきたいと思えます。

今、市長お述べの給食費無償化よりも、この定住化促進の補助金、奨学金の肩代わりのこの制度のほうが即効性がございます。もうすぐ五條市に住んでいただけるんです。給食費の無償化よりも即効性がある制度だと思えますので、しっかりと研究していただいて、多くの自治体を取り組んでいる事案でもございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次に、五番、視覚障害者のための音声コードの利用促進についてでございます。

議長の許可をいただきまして、音声コード資料一を配付させていただきます。

この音声コードとは、切手大の二次元コードでございます。漢字を含めた活字文字で一コードに八百から千文字の情報が入ります。切り抜きをしてあるこの音声コードでございますけれども、これは専用の読み取る機械がございまして、そこへ差し込んで読み込むと、下のこの切り込みのない投票用紙なんですけれども、これは携帯電話でQRコードを読み込んで、普通に読み込んで、いわゆるそこへつなげていくと

いうことでございます。このことによって、その機械を使って、またスマートフォンで文章を音声で読み上げることができる、いわゆる誰でも情報を得ることができるというシステムでございます。

これにより、情報バリアフリー化が促進されるとともに、情報提供自治体においても単一の紙媒体による情報提供が可能となり、情報提供サービスの効率化が図られます。先ほども申し上げましたように、二手ございます。携帯電話とSPコードと言われるものでございます。そういった音声コードをしっかりと五條市でも実施していただきたいと思っております。この障害の有無によって、障害があるなしのことによって分け隔てられることのない社会を目指して、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション政策推進法が二〇二二年五月に施行されましたところが、今でも視覚障害者にとっては情報の取得や利用に多くの苦勞があります。内閣府のホームページには以下のように記載されています。

視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容コードを音声コードに変換して活字文字読み上げ装置を使って音声化する方法とがあります。事実、障害者、視覚障害者は、近くに届く郵便物などは補助ボランティアに代読をしてもらったか文字コードを情報に変換して読み上げ装置やアプリで聞いております。視覚障害者の手帳を持っている人のうち、点字を読める人は僅か一割というふうに聞いてございます。ほかの疾病や高齢化などで文字を読みづらい人は百六十万人との報告もございます。

まず、本市で把握している人数をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）令和五年四月一日現在、身体障害者手帳をお持ちの方は一千四百四十四名であり、そのうち本市で把握しております視覚障害の方の人数は六十四名です。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）人数の多い少ないにかかわらず、この音声コードというのは、いわゆる文字を読みづらい方にも適用されるかと思っております。この音声コードについての市の見解を求めます。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）高齢の方、視覚障害のある方、また年齢や障害の有無にかかわらず誰もが必要とする情報を取得できることに

ついで、音声コードの活用は有効であり、地域共生社会の推進にもつながると考えます。音声コード導入に当たり、課題及び有効性について調査、研究していききたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）はい、調査研究していただきたいと思ひます。

ただ、その送付するいわゆる国や地方自治体から公的な通知文書、また広報物、印刷物には、印刷するまでなんですよ、その切手大のQRコード。しかしながら、その後は職員さんがそこへ吹き込んでいかならんという大変重要なことがございます。そういったところに五條市としても音声コードのこの普及を早急に進めていかななくてはならないと思ひます。そういった関係部署にしっかりと指示をしていただきたいと思ひますが、市長、いかがでございますか。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）音声コードは、無償で提携できるこの音声コード読み取りアプリを活用することにより、スマートフォン等でも簡単に利用できるもので、視覚障害をお持ちの方だけではなく、高齢者や若い方も音声で情報を得る手段として活用ができるものであります。

今いろいろと議員のお話の中にございました、非常に有効なよいものかなというふうに思ひます。ただ、今、視覚障害の方はもちろんなんです、今度、高齢者の方、二〇二五年問題といひますか、これから団塊の世代の方が七十五歳を迎えてくる。今の高齢者の方が非常に若く、何歳を高齢者と言つていいのかなというほど皆さんお元気でいらつしやるんですけれども、やはりそういう中でも私も必要なことかなというふうに思ひます。

ただ、今、議員がお述べになつたように、職員がこれについてまた入れていかないといけない、そういう作業もござひます。そういった中で、今後検討をさせていただきながら、どんなことが有効になつて、皆さんに発信できて、いい形になれるのか、その辺もしっかりと協議してまいりたいというふうに思つております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）残り時間もあと九分を切つてしまいました。

またしっかりと音声コード、各関係部署が一斉にするのではなく、できる部署から取り組んでいただければありがたいかなと思ひますので、

どうかよろしくお願い申し上げます。

六番目に、小・中学校で安心して運動ができる体育館にということでございます。

今年の夏、大変暑かったです。外へ出て人と出会いましたら、暑いな言葉でスタートするわけでございます。学校における熱中症予防のための対策、どういった対策をされたのか、お尋ねいたします。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）熱中症予防の対応といたしましては、運動場及び体育館に熱中症指数計を設置し、暑さ指数を計測するなどして熱中症の危険性を適切に判断した上で運動を行っております。

また、時間割を変更し、午前中の涼しい時間帯に体育を実施したり、体育館の窓を開放し、大型の扇風機を設置して風通りをよくしたり、各校で熱中症予防に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）暑い日は避けて体育館でやる。熱中症に危険度指数に達してなかったので体育館でもやれたというお話も聞かせていただいております。しかしながら、エアコンの導入をすればいかなる状況であっても使えると思えますし、そして防災のほうから考えてみますと、いわゆる避難場所になっておる、指定されておる体育館であれば、そういった当然、エアコンの導入が必要と思えます。これに対して、国は、緊防災のお金が約二分一、補助がついてございます。そういったことでしたら取り組んでいただきたいと思えますが、教育長に見解を求めたいと思えます。

○議長（吉田雅範）井上教育長。

○教育長（井上恵充）現在、本市小・中学校の体育館にはエアコンを設置していない状況がございます。しかしながら、学校の体育館は体育の授業等の教育活動だけではなく、議員おっしゃったように災害時に避難所として活用している状況もあることから、国庫補助金、その活用や本市の財政状況を総合的に勘案し、エアコンの導入について研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）時間もございませんのでしよらせていただきましたけれども、いわゆる緊急防災・減災事業債というのをしっかり活用し

ていただきたい。そういった取り組んだところは、いわゆる設置に当たって七〇パーセントの補助金を受けた例もございます。しっかりと研究、検討していただいて、小・中学校の体育館にエアコンの導入をしつかりと取り組んでいただけますようお願いを申し上げます。

あと時間がございません、五分となりました。最後の質問でございます。

商品の軽自動車の減免についてでございます。

市長も車関係のお仕事をされておったのでよく分かると思うんですけども、いわゆる商品として、まだ相手が決まっていない、売る相手が決まっていないのに在庫として抱えなければならぬ車にナンバープレートをつける場合がございます。そういったところに減免をしてくださいという内容です。

そういったことに対して市のお考えはいかがでございますか。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）商品となっている軽自動車ナンバープレートがついている車両につきましては、軽自動車税を課税しております。また、奈良県内十二市に確認したところ、現在、課税免除を行っている自治体はありません。

しかしながら、全国的に商品車となっている軽自動車に対しまして課税免除を行っている市町村もあることから、調査、研究をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）答弁でございましたように、多くの市町で実施されております。河内長野市、もう皆さん御存じの三市協である河内長野市でも、平成二十五年度から販売業者が販売目的のために所有し車両番号の交付を受けたものであっても、商品車として展示され使用していない軽自動車等については申請により軽自動車税の課税免除をすることとしました。これはホームページに記載がございます。対象者は中古軽自動車等を販売することをなりわいとし、古物業法第三条第一項の規定による古物業の許可を受けているものです。

対象となるものは、軽自動車の四輪、あるのかどうかは分かっていますませんが軽自動車の三輪、軽自動車の二輪、排気量が二百五十CC以下のバイクに対して、いわゆる市で登録する分ですね、二輪小型自動車、五十CCのバイク等、多くの自治体がこのようなことをされていますか。

市長、最後、時間がございませんけれども見解を求めたいと思います。



○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）今、議員がお述べになったんですけれども、私も自動車関連の仕事をしておりましたので、その辺はちょっと分かっているんですけども。大体、軽自動車がかかってくるのが四月一日現在で誰の名義になってくるかということもございます。そして、軽自動車税は各市に払う、市町村に払うということになっておりますので、その辺がちょっとその登録の時期であったり、そういうものが変わってくるのかなということもございます。

ただ、軽自動車のナンバープレートがついている車で課税をやめるとかになると、例えば、やるとかやめるとか、例えばナンバープレートについてない車も利益目的でやっているならば課税するということも考えられるのではないのかなというふうにも思うんです。そういうところを踏まえながら、今後検討する材料ではあるのかなと思いますが、今、本市においては、やはり今までどおり課税をしていくという方向性なのかなというふうに私は考えております。ただ、今後においても検討材料の一つであるのかなというふうには思っております。

以上、答弁とします。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）しっかり研究していただいて、取り組むものであれば取り組んでいただきたいと思っております。いわゆるその減免することによって消費者側がその税の負担のないような形を取っていただきたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

大変多くの質問をさせていただきました。特に墓地の災害に遭った場合にしっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます。山口の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）以上で九番山口耕司議員の質問を終わります。

昼食のため、一時三十分まで休憩いたします。

午後零時六分休憩に入る

午後一時二十九分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。  
なお、質問席で質問される場合はマスクを外していただいても結構です。

次に、十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄） それでは、議長の発言許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず大きな一番、激甚災害指定決定でかさ上げされた補助率に基づく災害復旧工事の推進及び避難体制の充実についてでございます。

（一）災害後の政府の対応と確認についてでございますけれども、御存じのように、六月二日から三日にかけて豪雨により大きな災害が発生しております。その後、約一か月後に、六月二十七日、内閣府が激甚災害指定見込みを発表しました。さらに一か月後に、七月二十七日、激甚災害指定見込みを再発表しております。そして、八月二十五日、内閣府が激甚災害指定決定を発表し、八月三十日から公布、施行をしておるわけであります。私は、政府の対応はこういうふう認識しておりますけれども、理事者の皆さん方はどのように認識されていますか。

○議長（吉田雅範） 池嶋土木管理担当部長。

○都市整備部長（土木管理担当）（池嶋 晶） 十二番、大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

そのように認識してございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） そうしたら、もう一点お聞きします。

災害発生後、県の方針に基づいていち早く復旧の活動と併せて調査をされて、そして、災害復旧工事をする件数を県、国に申請されたと思えますけれども、その申請は何月何日までになされましたか。

○議長（吉田雅範） 池嶋土木管理担当部長。

○都市整備部長（土木管理担当）（池嶋 晶） 令和五年六月十六日でございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今の答弁のように、六月十六日ですから、内閣府が激甚災害指定見込みを発表する前にもう調査をしなければならぬと

いう県の方針に基づいていただいているわけですね。したがって、この六月十六日の調査のときは、国の補助率は激甚災害指定決定前の補助率でいただいていることになると思うんですね。

次、行きます。(二)番、激甚災害指定決定でかさ上げされた補助率等とその活用、申請についてでございます。

八月二十五日に内閣府が激甚災害指定決定を発表し、八月三十日に公布、施行されました内閣府の激甚災害指定決定の国の補助内容を明らかにしていきたいというふうに思います。

まずは、公共土木施設災害復旧事業ですね。これにつきましては、国の補助率は七〇パーセントから八三パーセントへ引き上げられています。そして、地方負担分への交付税措置を加えると、九九・二パーセントを国が負担することになっております。しかし、これは過去五年の実績の平均ということになるわけですから、五條市の場合、幾らか数字が食い違う面もあると思えますけれども、しかし激甚災害指定決定前よりも大幅に国の補助率が上がることは間違いないわけであります。

したがって、この激甚災害指定決定に基づく国の補助率を一〇〇パーセント活用して災害復旧工事を行うということが非常に重要ではないか、また、これを活用してやれば、五條市の負担も、先ほどの内閣府の発表で言えば九九・二パーセントを国が負担してくれるわけですから、僅か〇・八パーセント。五條市の負担は軽くなるわけです。百万円の工事やったら一パーセントは一万円です。その一万円の〇・八ですから八千円です。

これを何としても、その激甚災害指定決定の国の補助金等を利用して災害復旧工事を行うことが非常にいろんな面で重要ではないかと思えますけれども、皆さんの見解、お聞きしたいと思います。

○議長(吉田雅範) 池嶋土木管理担当部長。

○都市整備部長(土木管理担当) (池嶋 晶) 交付税措置を加えた五條市の補助率につきましては、現在、災害査定中でございます。まだ確定できておりません。

以上、答弁とさせていただきます。(「十二番」の声あり)

○議長(吉田雅範) 十二番大谷龍雄議員。

○十二番(大谷龍雄) 国、県からの五條市の負担がどうなるかという正確な連絡がないということであっても、もう八月二十五日に激甚災害指定決定されているわけですからね、大幅に上がることはもう間違いないわけですからね。

そして、この交付税措置を加えると九九・二パーセントということですから、交付税措置を活用しようと思えば、地方債を発行したら

交付税措置を受けられるということは総務省の自治財政局地方債課、地方債の係の方々我が党の国会議員の事務所の問合せにそういうふうに答えているわけですからね。何としてもこの地方債を発行して九九・二パーセントの国の補助金を受けられるように頑張っていたかなければならないと思います。

地方債の発行について、今、都市整備部長から答弁がありましたけれども、担当部長、ひとつ答弁してください。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）災害査定も終わって五條市の補助率が確定した時点で、地方債のほうは、どの起債を当てるか等も考慮して手続を踏んで、交付税措置を国のほうに申請するという手順を踏む形になりますので、現時点におきましてはまだ補助率も確定しておりませんので、幾らというふうなことはお答えできないという形になります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）最後までこの国のかさ上げを活用するように努力をしていただくことが、市民の負担を軽くし、また五條市の負担を軽くするわけですからね。現在、分からない点もあると思いますけれども、最後まで頑張ってください。そのことを強く求めておきます。

次、行きます。そうしたら、農地等の災害復旧事業等はこの激甚災害指定決定で国の補助率がどうなるのかということでありますけれども、それを明らかにする前に、この六月十六日に行った調査、申請の中で農地災害に関係するその災害件数、総件数は幾らであったのか。その中で地主負担の伴う農地災害は何件あったのか。そして、農地負担の伴う災害の中で、農地の皆さん方の了解で災害復旧工事をやりますというふうに県、国へ申請した件数は幾らであったのか、まずこれを先に答弁していただけますか。

○議長（吉田雅範）池嶋土木管理担当部長。

○都市整備部長（土木管理担当）（池嶋 晶）まず、報告を受けました件数は全体で百五十八件でございます。そのうち地元負担の伴う箇所につきましては二十八件、今回、補正予算に計上した箇所は十三件となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）地主負担の伴う災害が二十八件、しかし、地主の皆さん方にお聞きしても、十三件の皆さん方しか災害復旧工事をやってほしいという方がおられなかったと。あとこれ十五件、かなり大きな災害が含んでいると思いますよ。十五件の方が復旧工事をしたら地主負

担が大変やからようせんということで、返事されてないわけですね。だから、これから国の補助率を明らかにしますけれども、例えばこの災害に関する国の激甚災害指定決定のかさ上げを活用して、やはりもう既に申請されているこの五條市の負担分を軽く、そして地主負担も軽くして、地主の皆さん方の中で、災害復旧工事はできませんと言われた方の中でも負担が軽くなったら復旧工事をしてほしいという方が増える可能性は十分あるわけですからね。これから明らかにするこの国のかさ上げされた補助金等を十分活用していただきたいというふうに思います。

そしたら申し上げますけれども、農地総合災害復旧事業等に対する激甚災害指定決定で国の補助率のかさ上げは八五パーセントから九六パーセントへ上げますと、こうなっていますね。そして、プラス、先ほどと同じように地方負担分への交付税措置を加えると九九・四パーセントまで国が負担しますよと。あと現状では、地主負担は〇・六パーセントでいいわけです。〇・六パーセントです。先ほど例を挙げましたように、百万円の災害工事があつたら一パーセントは一万円ですわ、一万円の〇・六です。六千円で済むわけですね。したがって、やっぱりこの国の補助制度を一〇〇パーセント活用するということが大変重要ではないかと。先ほど申し上げましたように、国の交付税措置を受けようと思えば地方債を発行したらいいんだということが、総務省の自治財政局の地方債課がそれを言ってくれているわけですからね。これはもうぜひともこの激甚災害指定決定に基づく国のかさ上げされた補助制度を活用して、この農地等の災害のいわゆる五條市の負担の引下げと、そして地主負担の引下げ、そして今まで地主負担が多いから災害工事もうしてもらえないという方々の中でも、そうしたら災害復旧工事をしてほしいというふうに言っていただけのために、ぜひともこれを活用していただきたいというふうに考えますけれども、その辺はどうですか。

○議長（吉田雅範）池嶋土木管理担当部長。

○都市整備部長（土木管理担当）（池嶋 晶）議員お述べのとおりだと思います。ただ、災害、被災ということで、国のルールに従って運行してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）国の基本的な方針は、今私がこれ明らかにさせてもらった。私が勝手に言うところんじゃないんです。内閣府が八月二十五日に決定したその内容を申し上げているわけですから。これが国の基本方針になるわけですからね。多少五條市の場合は数値が食い違うか分かりませんが、ここまで内閣府が明らかにしているわけですからね、これはもうとことん活用するように取組を強めていただきたいと

いうことを強く申し上げておきたいというふうに思います。

次、行きます。そうしたら、農林水産業共同利用施設災害復旧事業についてはどうかといいますと、激甚災害指定決定による国の補助率のかさ上げについては、告示地域は一施設当たり十三万円以上のもの、それは十分の九の補助、しかし四十万円以下の部分は十分の四と。その他の地域では、一施設当たり四十万円以上のもは十分の五、四十万円以下のもは十分の三という補助率ですけれども、この内閣府の補助制度を活用できる災害は、今回の災害にはなかったんですか。あつたら活用してもらわなあかんと思いますけれども、どうですか。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）ただいま御質問がございました農林水産業共同利用施設災害復旧事業につきましては、対象になるものがございますのでした。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それでは、次に行きます。

公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助、これについては国のかさ上げた補助率は特定地方公共団体が設置する公立の公民館、図書館、体育館等の災害復旧事業に要する経費の三分の二を補助と、復旧事業費が六十万円以上のものに補助ということになっています。

今回の災害で、この補助制度を活用できる災害はありませんでしたか。あつたのならば、この補助制度を活用していただくということが大事だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）本市におきましては、公立社会教育施設の中で今回の災害で被災した施設はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それでは、次に行きます。私立学校施設災害復旧事業に対する補助ですね、

この激甚災害指定決定に基づく国の補助のかさ上げは、私立学校の災害復旧事業に要する経費の二分の一を補助、細かく言いますと、幼稚園六十万円、高等学校二百十万円、特別支援学校九十万円、短期大学二百四十万円、小学校・中学校百五十万円、大学三百万円とこうなっていますけれども、今回の災害でこの補助制度を活用できる災害はなかったですか。あれば活用していただく必要があると思いますけれども、

どうですか。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）私立学校施設の災害復旧につきましては、県の所管でございます。本市の私立学校からは、今回の災害で被災していないとの情報を得ております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それでは、次に行きます。小災害復旧事業債、借金ですね、に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等という補助制度が設けられました。

この内容は、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業について小災害復旧事業債の発行が可能となり、その元利償還金を基準財政需要額に算入するというものです。今回の災害でこの補助制度を活用できる災害はなかったですか、あれば活用していただく必要があると思いますすけど、いかがですか。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）小災害復旧事業債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入につきましては、議員お述べのとおり激甚災害の指定により可能となっておりますが、現在のところ、小災害復旧事業債を財源とした災害復旧事業は計画しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それでは、次に進みます。（三）地主負担の伴う災害復旧工事の再調査と申請及び地主負担をなくす取組です。

先ほどの答弁にもありましたように、今回の災害で農地に関する災害件数が百五十八件、そのうち地主負担を伴う件数は二十八件、しかし、地主の了解で災害復旧工事を県、国に申請したのは十三件と、あと十五件の皆さん方が地主負担、高いということもあり、災害復旧工事の希望をされていないという状況が今回、発生しております。

したがって、この六月十六日の調査のときには、地主負担の割合は、内閣府のほうの資料でいえば、国の補助が八五パーセント。したがって、農地の、皆さん方の負担は一五パーセントぐらいですということ、これ農地の皆様方に説明されていたと思うんですね。だからやっぱり、一五パーセントというたら大変大きいすわな。百万円の工事で一五パーセントというたら十五万円になるわけですからね。し

たがいまして、既にこの調査されている皆さん方に、この農地災害の地主負担の伴う皆さん方に、再度、今これ内閣府が決定した激甚災害指定決定の国の補助率のかさ上げを説明して、その中で地主負担は大体基準ではこうなりますということをご丁寧にご説明していただき、これが今回の重要な点ではないかと思ひます。

忙しいとは思いますが、せつかく内閣府が国民の要望に基づいて国の負担をかさ上げすると決めたわけですからね。この活用をするために再度やっぱり調査する。何も公共土木やら全ての調査は要らんわけです。農地負担の必要とする二十八件の皆様方に再度訪問してもらって、それで今回の国のかさ上げ、地方交付税を加えると九九・四パーセント国が出してくれますから、あと〇・六パーセントが地主負担になりますということご説明していただければいいわけですからね。

その中で、六月十六日までの調査で災害工事をしてほしいと言われていない皆さん方には必ず聞いていただいて、このかさ上げされた補助率で災害復旧工事をするかせんか、もう一度意向を聞いていただく必要があると考えますけれども、その点はいかがですか。

○議長（吉田雅範）池嶋土木管理担当部長。

○都市整備部長（土木管理担当）（池嶋 晶）現在の状況、制度上、大変難しいと考えてございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この件で、我が党の国会議員の事務所から農林水産省農村振興局防災課に聞いてもらいました。そうしたら、こういう答弁が返っています。

農地農業用施設等の災害復旧事業の申請等の手続は市町村や都道府県を通じて行っておりますので、申請等の窓口である市町村と御相談ください。そして、口頭ではありますけれど、市町村と県のほうから激甚災害指定決定に基づく国の補助率を活用して、再度災害復旧工事をやってほしいというふうにならなうに上がってきた件につきましては、農林水産省としては受けざるを得ないだろうというふうには、これは我が党の国会議員の事務所へ回答してきてますね。

だから、ここまで農林水産省は言っているわけですからね。いろいろ困難はあつても、県と相談して、激甚災害指定決定に基づく国の補助率、農地の皆さんの負担で、それやったら災害工事をやるというふうには言われた方は、ぜひともやっぱりこれ申請上げるべきではないですか。そのためには、もう六月十六日までに調査が終わっているから、もうしないということではありませんわね。地主負担の伴う災害件数二十八件の皆様方に再度訪問して聞きただしてもらわなあきませんわな。これはもうぜひともやってもらわないと、こんな大きな災害が発



生しているのにな。一方、国は補助率を上げて、地主の皆さんの負担は〇・五か六にさせてもらいますよと、せっかくこれ、その方針を明らかにしているわけですからね。これはもう一〇〇パーセント活用してもらわないと、災害を受けた市民の皆様方に顔を合わせる事ができないのと違いますのこれ。これはぜひともやってください。

そして、地主負担をなくす取組です。今回の災害に限ってですけども、内閣府が激甚災害指定決定をして、今明らかにしましたように、農地等の災害については八五パーセントから九六パーセントに引き上げて、そして、地方債を発行して交付税措置を受けられたら九九・四パーセントまで国が負担しますよと、あと僅か〇・六パーセントが農地の皆さんの負担ですと、こうなるわけですからね。〇・六というたら、これはもう僅かですからね。公共土木と同じように地主負担のないように、やはり今回の災害に限定してですよ、これからずっとという意味と違いますよ。今回の災害に限定しては、農地負担が皆様方にならないように取り組んでいただくということが、もうこれからの農業の振興、若者に定住していただいて農業にも頑張っていたくという人を増やそうと思えば、そんな大きな山が田んぼの中へ崩れて、そのまま放っておくというようなことをしておいたら、若者の皆さん方、もう農業に従事してくれる人がこれできないということになりますからね。

私の住んでいる島野町でも、竹の生えた大きな山が田んぼに崩れ落ちて、現在のままでいきますと、そのまま残ることになると思います。そういうことが五條市全体ではあと十五件、これあるというふうに思いますよ。その辺で、何としても再調査、それに基づく県、国への申請、そして僅か〇・六パーセントの地主負担をもう今回の災害に限定してなくしていくという姿勢で、五條市の将来のためにも、農業の振興のためにも取り組んでいただくということが、これはもう非常に求められており、五條市行政の責任だというふうに私は考えますのでね。その辺ひとつ強く要望しておきたいというふうに思います。

それでは、次に行きます。(四)避難体制の充実です。

災害対策本部の報告を受けまして、大体目を通させていただきましたけれども、今回の災害ではかなり多くの人が避難所に避難されてきましたね。今回の避難所の施設全体の中で、空調設備は整っておったのか、そして、掛け布団等は提供できたのか、そして食事はどうだったのか。この点がどんな状況だったのか、ちよつと明らかにしていただきたいというふうに思います。

○議長(吉田雅範) 中本危機管理監。

○危機管理監(中本賢二) 冷暖房設備につきましては、公民館施設等では完備していますが、体育館施設では設備がないため大型扇風機を二台ずつ設置いたしました。

毛布につきましては、避難者一人一枚を基本に必要な避難所に準備しております。

食事につきましては、長期避難が必要な災害時以外は非常食等の提供は実施していません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 避難所の中で、体育館等を使用された皆さん方には大きな扇風機で対応していただいたということでございますけれども、先ほどの質問にもありましたように、これからも体育館で避難していただかないとあかんという方も増えてくると思いますから、そのことを考えれば体育館への空調設備も計画的にしていいただく必要があるのではないかとこのように考えます。

食事は、今回の災害ではどうだったのか分かりませんが、あまり急激なひどい災害の場合はお金さえ持たんともう避難所に来るといふ方も想定しておかないとあきませんし、もちろん自分の食べるものを自分で準備して避難所へ来るといふ方もおられるかも知れませんが、おられない方もおるのではないかとこのように想定しておかないとあきませんからね。その辺はやはりこれからは、今は避難用の食事もどんどん開発されて、長期間置いといても腐らないいいものが出回っていますからね、その辺はやはり最小限の準備はしていただく必要があるのではないかとこのように申し上げておきます。

もう一つ、避難体制の充実で、今回私も相談を受けたのは、いわゆるペットと一緒に避難できないかというこの相談がありました。私も対応はできませんでした。だから、そういうことはこれからも増えてくるのではないかと思いますね。だから、当面はやはり一方で大勢避難されている人の中にはペットの好きな人も、合わない人もいろいろいてはりますからね。同じ避難部屋にということではなしに、同じ避難施設の中で、避難部屋よりもちょっと離れとつても雨のかわらないところがあれば、それらを活用してペット用に使っていただくという、当面で考えることから要望にお応えするというのが大事ではないかなというふうに考えますけれどもいかがですか。

○議長（吉田雅範） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） ペットの避難につきましては、避難所運営マニュアルに基づき運用させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今、全国的にもペット避難の方針、基準を作って進めているところもありますからね。先ほど申し上げましたように、同じ部屋で、避難されている同じ部屋というのはちょっと当面は難しいと思いますから、同じ施設内でちょっと離れたところやったら飼い主が管理しに行けますからね。あんまり離れておいたら、大雨、強い風ときは、避難施設から離れてそんな遠いところまで行けませんから。

やはり同じ部屋ではなくても同じ施設内、屋根のついたそういう施設があれば活用していただけるようにひとつ検討をしていただく必要があるのではないかなというのを申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、次に行かせてもらいます。二番、子ども医療費現物給付助成の拡充についてということでございます。

御存じのように、令和四年の第五回臨時会が十一月十四日に開かれまして、そこへ前市長から零歳から十八歳までの子供さんの医療費を無料化したいという議案が出まして、皆様方も賛成多数で可決して、今年の四月から実施されていると思います。しかし、その無料化の内容は、零歳から小学校入学前までの皆様方は現物給付で対応させていただきます。だから、もう病院の窓口でお金を払わなくてもいいわけです。

ところが小学生から十八歳までの方は、いわゆる一旦病院窓口で医療費を払って、そして後で自動償還という制度でお返しをするという制度が現在、これ進められていると思うんですね。それを、去年第五回臨時会の十一月十四日に、今申し上げました零歳から十八歳までの医療費の無料議案が出たときに、同時に皆さん方から、子育て支援政策としての「福祉医療費助成現物給付化、小・中学生の拡大について」というこの資料、我々議員が頂いています。この中には、いわゆる令和六年八月をめどに、県内市町村統一して子ども医療費現物給付対象年齢を小・中学生まで拡大することに合意したということになっていますね。したがって、何としてもこの合意された内容を来年八月から実施できるように頑張っていたきたいというふうにご考えますけれども、いかがでございますか。

○議長（吉田雅範）久保すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（久保雅彦）現在、県内三十九市町村においては、令和六年八月から小・中学生について現物給付方式を導入することに合意形成がなされている状況でございます。

現物給付することによる市町村の負担増や国保の国庫減額調整措置に対する補填について、県の支援を得るために令和五年一月に奈良県市長会、奈良県町村会の連名で県に要望書を提出し、県からは二分の一の支援を考えているとの回答を頂いております。

また、奈良県国民健康保険団体連合会で既に現物給付が実施されている未就学児の現物給付システムにおいて、対象年齢を拡大するためのシステム改修が令和五年一月から実施されており、令和六年七月までに改修が完了することとなっております。

五條市におきましても、現物給付対象年齢拡大に伴う福祉医療システムの改修が必要となり、令和六年度、予算の確保を行い、令和六年八月の小・中学生の県内現物給付開始実現に向けて進めております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今の答弁どおり進めていただいて、ぜひとも実現していただきたいというふうに思います。

ただ、もう一つ要望しますと、今答弁のあったこの方針と合意については、零歳から小学生、中学生までというのが目標ですわね。しかし現在、この五條市はいわゆる自動償還払いですけれども、零歳から十八歳、高校生ですか、高校生までこれ自動償還払いやけれども無料になっているわけです。やっぱり今度実施されるのは、零歳から小学校入学前と、小学生と中学生とプラス十八歳までの高校生の皆さん方も同時に現物給付の医療費無料化の対象にされるようにひとつ頑張ってください。そのことが大事ではないかと思えます。

皆さんも御存じのように、昨日の報道では、厚生労働省は小学生から十八歳未満への医療費助成を独自に行う自治体へのペナルティ、罰則としてきた国民健康保険への国庫負担金の減額措置を廃止する方針を社会保障審議会の部会に示し、大筋了承されたということですからね。だから、これが実施されたら、先ほど答弁があったようにペナルティ分の半分は県が出すと言っていましたけれども、これもなくなるわけですからね。その分はもう十八歳まで現物給付で医療費無料にするように頑張ってくださいと強く要望しておきます。

次に行きます。学校給食費の無料化の復活です。

御存じのように、国のコロナ対策、交付金を活用して五條市の小・中学校の給食費は昨年十二月から今年の三月末まで無料にしていたいただいています。そしてまたその後、給食の賄い材料の高騰によりまして、現在の給食費ではなかなか整った献立の給食ができないということでは値上げせざるを得なかったわけでございます。値上げはされたんですけども、その値上げ分は五條市が負担して、保護者の皆さん方には値上げをさせていただいてないということ、この間、大変努力をさせていただいているということになるわけです。

しかし、全国的に見ますと、期間を限定した給食費の無料化をしているところも、期間を限定せんと恒常的にやっていると、場所は含めたその自治体の数が現在四百八十二自治体、給食費を無料化にしています。そして、この近くの野迫川村では約十年前から無料化して、財源は毎年国からおりてくる交付税で対応していると。十津川村はどうかといいますと、平成三十年から無料にして一般財源から財源を活用しているということ、それぞれやはり頑張っているわけでありますのでね。

五條市の場合もまた国から活用できる交付金が出れば、期間限定でもいいわけですから無料化していただいて、そしてこれから将来的には、期間限定ではなしに続けて無料化できるような、その対策をひとつ粘り強く検討していただくかということ、今、子供にバランスの取れた栄養の食事をしていただいて、体力の強化を図るためにも、保護者負担を軽くするためにも、憲法では義務教育は無料となっているこの憲法に近づけるためにも、非常に困難ですけども重要な課題だというふうに考えますけれども、いかがですか。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）給食費無償化は市長の公約でもあり、保護者負担の軽減は近々の課題と考えております。

引き続き、国、県に対して給食費無償化を要望していくとともに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、できるだけ早い時点で学校給食費無償化の実現に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）大変困難なことから、やっぱり県や国にも財政措置を要望して、国の責任で進むようにしていただくことが必要ではないかと考えますので、ひとつよろしくお願いしておきます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうも御苦労さんでございました。

○議長（吉田雅範）以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

感染症拡大防止のため、二時四十分まで休憩いたします。

午後二時二十一分休憩に入る

午後二時四十分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言頂き、明瞭、的確にお願いいたします。

なお、質問席で質問される場合はマスクを外していただいても結構です。

次に、二番秋本直嗣議員の質問を許します。二番秋本直嗣議員。

〔二番 秋本直嗣質問席へ〕

○二番（秋本直嗣）議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして、秋本直嗣、一般質問を始めさせていただきます。

私からの質問、まず避難所へのペットの受入れについてですが、先ほど少しお話がありましたので、少し省略をさせていただきます、まず現状、避難所へのペットの受入れの現状、五條市のただいまの現状についてお伺いいたします。

○議長（吉田雅範） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 二番、秋本直嗣議員の御質問にお答え申し上げます。

ペットの避難については、従来は県のマニュアルを準用していましたが、現在は令和五年五月に策定した五條市避難所運営マニュアルに基づき実施しており、避難所の居室スペースへのペットの持込みを禁止しています。

ペットは避難所ペット登録台帳に記入し、避難所の敷地内に専用スペースを設け、食事や排せつ、またケージに入れるなどの適切な世話を飼い主にお願ひし、他の避難者とのトラブルが起きないように体制を取っています。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣） ありがとうございます。ただいまのお話ですと、今年の五月から、従来は県のマニュアルを準用していたところ、五條市の避難所マニュアルを策定されているということですが、その中でも、連れて行けるペットの、避難対象となるペットの範囲、またルールについての設定の概要の御答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田雅範） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 避難対象となるペットは、犬や猫だけに限らず小動物など多種多様にわたります。避難所でのペットの管理責任は飼育者にあることを原則としていることから、他の避難者とのトラブルにならないよう、適切な世話を飼い主にお願ひしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣） ありがとうございます。災害が少ないとは言えない我が五條市ですが、そんな中でも家族の一員として一緒に避難ができるか否か、また避難したとしても避難所での対応など、まだまだ市民の方々に浸透してない部分も多いというのが現状だと思いますが、これらの周知についてお願ひいたします。

○議長（吉田雅範） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 周知につきましては、ペット同伴での避難の在り方や飼育者の責任などに関する市民への周知については、毎月掲載している防災トピックスに加え、昨年より九月号で防災特集ページを掲載している市広報紙や市公式LINEなどを通じて行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣）ありがとうございます。ペット同伴ということで、なかなかやはり万人に理解はされない。アレルギーなどいろいろ問題はあると思いますが、やはり家族の一員として過ごしている方々もたくさんいらっしゃると思いますので、市民への周知とともに、これからも引き続き前向きに検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続いての質問に参ります。

続きまして、職員の負担軽減についての質問をさせていただきます。

まず、業務時間厳守の取組について伺いたいと思います。

現在、市庁舎での職員の勤務時間及び出入り口等の管理状況及びその数を教えてください。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）職員の勤務時間としましては、午前八時三十分から午後五時十五分までとなっております。

また、庁舎の入退館につきましては、五條市庁舎管理運用ルールに定められており、開庁日では、午前八時から午後六時までは全ての出入り口、階段、エレベーターが使用可能であり、午後六時から翌午前八時までには庁舎東側正面玄関横、夜間出入り口、西側エレベーターのみが使用可能となります。

なお、一階窓口のシャッターにつきましては、閉庁日前日の午後六時から開庁日の午前七時まで下ろしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣）ただいまの答弁内容からすると、職員の方の勤務時間が午前八時半から午後五時十五分までとなっているということで、あとと庁舎の入退館については八時から十八時までということ、聞いたところ、ちょっと間に職員の勤務時間と庁舎への入退館の時間にずれが多いように感じるんですが、現状、窓口等で職員が実際に時間外で来庁者の対応などを行っている事例などがあれば御答弁願えますか。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）窓口等で、時間外であっても職員がいて手続できる状態にある場合は、来庁者対応を行っている事例は把握しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣）では、やはりちよつとずれが大きいいいことなので、個人情報保護や職員の働き方改革のために、例えばですが、シャッターを勤務時間に合わせて開閉するというようなことは可能でしょうか。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）シャッターの運用は、さきに申し上げましたとおり五條市庁舎管理運用ルールに定められておりますが、市民の利便性の向上や職務上必要であると認められる場合は改正を行うことは可能であります。

今回の議員御提言のシャッターを業務時間に合わせて開閉する件につきましても、窓口担当部署と協議を行い検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣）ありがとうございます。ただいまの私の質問と答弁を併せまして、市長にお聞きいたします。

ただいまのやり取りの中で、これから市の対応として市長はどのようなことを考えていらっしゃるか、お答えをお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）就任以来、職員の配置と窓口改善に向けた指示は行っております。例えば、就任させていただきましたから、窓口では職員に、市民の方が来られたときには名札を見せて担当課の何々ですということを知らせて、対応していただきたい。担当者が誰か分からないということでトラブルになる可能性もありますし、やはりしっかりとした対応をしていただきたいところで、そういうふうな指示を出したこともあります。

今回、議員の今の質問の中に、多分開閉時に合わせてシャッターを閉めたらいいんじゃないかなというふうなことやと思うんですけど、時間外でも、今部長の答弁にありました、そういう職務があるということも認識もしております。ただ、その時間帯に多くの市民の方が重なる、そんな場合もあるのかなというふうなことがございます。今まで対応しておったところとは思いますが、やはりそういったところも平等に、市民サービスは重要なことであります。皆さん平等にやっつけていきたいなというふうな考えますので、議員から今御指摘がありましたように、シャッターを時間に合わせて開閉していく、このことも今後一つの課題かなと思いますので、担当課また庁内でも検討いたしま



して進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣）ありがとうございます。確かに働きやすい職場環境やスムーズな窓口手続など、市民と職員、両方のしつかりとした環境を作っていくというのは難しいとは思いますが、市長が就任なされてから、これからもそのシャッターの開閉だけではなく両者共に、職員と市民共によりよい五條市役所を作り上げていかれると思いますので御期待しております。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移させていただきます。

今お話いたしましたシャッターの開閉について、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもありますが、予約制の導入についてと、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもありますが、予約制の導入についてと、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもありますが、予約制の導入についてと、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもあ

るのですが、予約制の導入についてと、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもあ

るのですが、予約制の導入についてと、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもあ

るのですが、予約制の導入についてと、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもあ

るのですが、予約制の導入についてと、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもあ

るのですが、予約制の導入についてと、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもあ

るのですが、予約制の導入についてと、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもあ

るのですが、予約制の導入についてと、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもあ

るのですが、予約制の導入についてと、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもあ

るのですが、予約制の導入についてと、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもあ

るのですが、予約制の導入についてと、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもあ

るのですが、予約制の導入についてと、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもあ

るのですが、予約制の導入についてと、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもあ

るのですが、予約制の導入についてと、職員と市民との兼ね合いが少し難しいということもあって、その兼ね合いの質問でもあ

○二番（秋本直嗣）ありがとうございます。実施された結果がちよつと通常業務にまですぐに適応させることは難しいということですが、さきの確定申告時の予約については公式LINEを使われたということで、五條市には既に公式LINEというものが存在しておりまして、他市に比べゼロからのスタートではないとは思いますが、これから実現できれば、職員と市民においてよりスマートな手続が期待されますので、引き続き検証のほどよろしくお願いいたします。

続いでの質問にまいります。

業務時間厳守の取組についての中の三つ目ですが、カウンセリングの実施状況について御質問させていただきます。

私、先の六月議会に、メンタルヘルス不調を防ぐための市の対応について、本年三月から臨床心理士との対面によりカウンセリングを受けることのできる職員のための「こころの相談室」を全職員対象に開設し、四月には長期療養者の職場復帰支援として奈良県立医科大学精神科医との面談を行っているとの御答弁をいただきました。これらについて、現在の実施状況をお伺いいたします。

○議長（吉田雅範）西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄）臨床心理士との対面によるカウンセリング、「職員のためのこころの相談室」につきましては、毎月第四火曜日の午後一日三人の利用を目安として実施しております。毎回、三名ないし四名の利用がございます。

また、県立医大精神科医による長期療養者の職場復帰支援につきましては、毎月第二木曜日の午前中に三人の面談を目安に実施しておりますが、こちらも毎回、利用人数は五名前後の活用がございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣）ありがとうございます。今の答弁を聞いていますと毎月一定数利用があるということですが、開設よりまだ日は浅いものの、やっぱり利用度の高さがうかがえます。これからも職員のこころのケアを中心に引き続きよろしくお願いいたします。

最後の質問にまいります。インボイス制度について。まず、インボイス制度というものが十月から適用されますが、インボイス制度という言葉自体はテレビやCMなどでよく聞くものの、どういった制度なのかと思っておられる方もまだまだ多くおられると思います。そこで、インボイス制度の概要とその周知の状況についてお伺いいたします。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）インボイス制度は、事業者が税務署に適格請求書発行事業者の登録を行い、売手が買手に対して正確な適用税率や消費

税額等を伝えることにより、消費税の仕入れ税額控除を受けることができるようにするもので、現行の請求書に登録番号、適用税率、消費税等の記載を追加するものでございます。

また、周知について、広報五條や公式LINEに制度内容を掲載、さらに税務課窓口国税庁発行のチラシを備えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣）ありがとうございます。そのインボイス制度なのですが、行政、市として影響を受ける業務はあるのでしょうか、答弁お願いいたします。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）一般会計、上下水道等の企業会計においてインボイスの対応が必要となります。

上下水道等の企業会計におきましては通常の企業と同様の対応となりますが、一般会計においては、市が請求する場合などいわゆる売手となる場合で、買手側が消費税の申告をする際に仕入れ税額控除を受ける必要がある場合は、適格請求書、インボイスの交付が必要となりますが、市が請求を受けるときなど、いわゆる買手の場合は消費税の申告義務が免除されますので、インボイスの交付は不要となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番秋本直嗣議員。

○二番（秋本直嗣）御答弁ありがとうございます。やはり行政の中にも適用される業務があるということ、市民の方々ないし職員の方々の中にも御存じなかったという方も少なくはないのではないのでしょうか。来月からの適用となりますが、この私の今の質問で少しでも周知できたらと思います。ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（吉田雅範）以上で二番秋本直嗣議員の質問を終わります。

次に、十一番藤富美恵子議員の質問を許します。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子質問席へ〕

○十一番（藤富美恵子）議長より発言の許可を頂きましたので、通告いたしましたとおり一般質問をさせていただきます。

さきの六月議会に続き、市長の公約について質問をいたします。

まず一つ目、給食費無償化の実現についてお尋ねします。

市長の公約の一番目に、子育て支援として給食費の無償化を掲げておられました。実現の見通しをお聞かせください。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども大谷議員の質問の中にも給食費無償化のごさいます部長から答弁を頂いたとおりでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、できれば十二月から三月まではまずやらせていただきたいというふうに考えております。そして無償化につきましては、来年、新年度から無償化をやっていく方向で今進んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）皆さん大変心待ちにしておられます。給食費の無償化を続けていけば、五條市で子育てをしたいという方々が増え、また引越す方も少なくなるのではないかと思います。皆さんにお伝えしたいと思えます。

次に、スクールバスについて、市長は議員のときに、スクールバスに空席があるので乗せてほしいという市民の皆さんからの要望があり、前市長に乗せてやってほしいと何度も提案されましたが、小学校は四キロ、中学校は六キロの距離基準があるため乗せられないというところで実現しませんでした。

市長は、市長選挙の演説で、これは市長の判断でできる、市長になったらすぐ取り組むと言われておりました。当選されて四か月が過ぎました。要望書も上がっていると聞いています。市長、どうなりましたか。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）今、議員のお述べになった中に、私が議員のときに四回ぐらい一般質問をさせていただきました、なかなかうまくいかなかったというところが現状でございます。その中の答弁は、国の方針に従うというふうなところでありました。

私が市長に就任させていただいてから、何とかこのことをやらせていただきたいということが一番ありましたので、教育委員会との中でもいろいろ議論を重ねまして、やはり通学するときの子供の安全性というところで、歩道がないところがございましたので、やはり歩道も、この間、国のほうへ要望に行ったときも、歩道についてというところで発言をさせていただきました。整備をされてない歩道。歩道があったとしても子供たちが歩きやすい歩道ではないと思うんです。例えば、自転車に乗って行くにしても、私も自転車で直接走りましたが、やはり走

りにくい。そんな歩道は、安全と言えない。そんなこともございました。

そうした中で、七月十四日から生子地区の子供たちが今乗車をしていただいているというところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）それは中学生も小学生も乗っていますか、どうでしょうか。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）今現在は中学生のみが乗っているところになっております。この間も御山地区の方々からの要望もございました。その中において、阪合部地区から五條南小学校に來られるスクールバス、そこに乗ることができないかというところで、またこれも今、教育委員会といろいろ協議を重ねて、やはり安全性というところで乗せることができるのではないかなというふうに思っております。

それと、北宇智小学校も五條東小学校と統合いたしましたので、距離とかはもう別にして、例えば低学年の子供さんが一人で通学している、そういう地域もあるということをお伺いしておりますので、そういったところもしっかりと踏まえて、やはり子供の安全を第一に考えていく、そういうことが一番必要なのではないかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）スクールバス、このことにつきましては、市長は議員のときですね、少しの工夫や条件の見直しで実現できるのではないかと、その思いが市長への立候補のきっかけになったと言われておりました。これはもうしっかりと取り組んでいただき、市民の皆さんの期待に答えていただきたいと思えます。

次に、五條市に訪れてもらえるまちづくりについて。

市長の公約、五條市に訪れてもらえるまちづくりの中で、名所旧跡に花いっぱい運動の推進、そして、みどり園の跡地に二つ目のふわふわドームの整備を公約しておられました。皆さん御存じのとおり、中央公園のふわふわドームは大変人気があり、駐車場には他府県ナンバーの車もいっぱいございます。今後の計画について、市長にお尋ねいたします。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）花いっぱい運動といいますと、私も花がいっぱいあって、五條市に観光、多くの人が訪れてくれるというところがあれば

いいなというふうを考えております。その中において、例えば上野公園、あのところにシダーアリーナの体育館、あこには、ちょうど舞台用のカーテンを開けますと上野公園が本当に見晴らしよく全部見えるのではないのかなというぐらいに美しく見えます。

消防団で出初式をやっております、あそこのカーテンを開けると、やはり見学に来られた方が、あの公園のところをぱっと見て、わあっと声を上げてくれるんですよ。そういったところからいくと、本当に体育館から見る景色はいいのかなと思っておりますし、例えば、そのカーテンを開けたときに花がぱっとあるとすごくいいのではないかなというふうには思っております。そういった中で、上野公園のところにもまた花いっぱい運動がいいのではないかと。上野公園だけではないですけれども、今、かわまちづくりという計画もありまして、国交省等がやっております。その中におきましても桜の木をいっぱい植えるということもございまして、やはり花があれば多くの方も来ていただける、そういうふうなまちづくりもいいのではないかなというふうには考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）私もこれまで花のまち五條市を何度も提案してまいりました。四季折々の花を名所旧跡に植え、一年を通して五條市に訪れてもらえるまちづくりを推進していただきたいと思っております。

そして、みどり園の跡地ですね、みどり園の跡地をあのまま放置しておくのではなく、例えば桜やアジサイ、いろんな花を植えて、市長の公約のふわふわドームであるとか、遊具などを置けば、5万人の森もあります、博物館もあります、そういうことで相乗効果で五條市にいろんな方が来てくれ賑わうのではないかと思っております。それから、上野公園の池にスイレンも植えていただきたいと思うんですけれども、ちよつとみどり園の跡地について、市長、御答弁頂けますでしょうか。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）みどり園のところも、私の公約の中に二つ目のふわふわドームということもございました。就任させていただいてから、あそここの現場も私は確認に行かせていただいておったんですが、あそこの水質検査、もともとみどり園がございましたので、あそこの水質検査がまだ一定の期間を要するという回答をいただきました。今すぐかかれないというのが現状でございます。しかし、しっかりと計画を立てて、あそこに花などを植えながら、また前の5万人の森と連携をできる場所にしていきたいなというふうには考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

- 議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。
- 十一番（藤富美恵子）今、一定の期間ということをごさいましたけれども、その期間、教えていただけますか。
- 議長（吉田雅範）平岡市長。
- 市長（平岡清司）令和九年度までになります。
- 以上、答弁といたします。（「十一番」の声あり）
- 議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。
- 十一番（藤富美恵子）ありがとうございます。
- 次に、図書費の増額とまちなか図書館について質問いたします。
- 五條市の図書館の現状について、まずお尋ねしたいと思います。
- 議長（吉田雅範）名迫教育部長。
- 教育部長（名迫雅浩）まず初めに、五條市立図書館における過去三年間の蔵書冊数につきましては、寄贈や除籍などを含めまして、令和二年度が八万九千九十六冊、令和三年度が八万二千九百九十三冊、令和四年度が八万二千六百七十八冊でございます。
- 次に、購入冊数及び購入金額につきましては、令和二年度が千七百九十九冊で二百八十五万円、令和三年度が千六百十七冊で二百八十五万三千五百九十九円、令和四年度が千六百四十一冊で二百八十五万八千九百九十九円でございます。
- 以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）
- 議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。
- 十一番（藤富美恵子）そうしましたら、部長、この除籍図書というのはどれぐらいの冊数がありますか。
- 議長（吉田雅範）名迫教育部長。
- 教育部長（名迫雅浩）五條市立図書館における過去三年間の除籍図書につきましては、令和二年度が三千二百五十一冊、令和三年度が九千四百四十五冊、令和四年度が七百四十七冊でございます。
- 以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）
- 議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。
- 十一番（藤富美恵子）市長の公約である図書館やホール、そして多目的室等を有する市民交流施設の建設については、さきの六月議会でも質

問をさせていただきました。今後、新しい図書館等も建設されるということでございます。今から少しずつでも図書の購入を増やして、将来に向け充実した図書館としていくためにも、市長、図書館の増額は必要でございます。現在、図書費は約二百八十五万円ですが、これ、ふると納税なども活用して増額していただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（吉田雅範） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 図書費の増額につきましては、私自身も市民の方から本当に要望されているところでございます。昨年度導入された電子図書も含め、今後様々な観点から十分に検討を行っていきなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 過日、広報で七月と八月に行財政マネジメント室がみんなで市民交流施設を考えるとということで、遠足型ワークショップで、和歌山市、海南市、泉大津市、吹田市、京都市の施設見学を募集しておりましたので私も参加いたしました。各市とも様々な工夫を凝らして運営されておりました。

京都市の立誠小学校の跡地には、ホテルやカフェなど、そこには小さな図書館も五か所造られておりました。一番小さくて三畳ぐらいですか、そのぐらいの広さでした。親子で親しむ絵本の図書館や歴史の本を集めた図書館、それからアート類を集めた図書館、分類別に分けてありました。五條市に、誰でも気軽にふらっと立ち寄れる、市民が利用しやすい、そのようなまちなか図書館があればいいなと思ひ提案させていただきます。

例えば、新町通りであれば、まちなみ伝承館や大野家などの一角に除籍図書などを置き、それらをまちなか図書館として活用してはどうでしょうか、市長。

○議長（吉田雅範） 平岡市長。

○市長（平岡清司） これまで除籍された図書は、図書館やイベントなどで無料配布をされております。議員お述べのとおり、図書館以外の場所でも読書に親しんでいただけるよう検討してまいりたいなというふうに思っております。

私も就任させていただいてから新町通りを歩かせていただいで、まちなみ伝承館でありましたり大野屋さんに行かせていただきました。

大野屋さんに行かせていただいで、あそこ喫茶店があって、奥にまたちよつと小さい部屋があって、その左側でしたかね、食堂と厨房がある。その奥にでも置いていただいで、例えばそこで読書をしてもらうというところもいいのかなというふうに思いますし、また、そういった



ことを例えば市がやり出したとしたら、そういう発信というのが今一番大事ではないのかなというふうに思っております。

市として、今どういうふうなことに取り組んで、例えば新町通りではそういうこともやっているし、例えばほかのところでもやるとしたら、こういうことをやっていますよということを発信して、多くの皆さんにまた来ていただけるようなことをやっていかなければいけないのかなというふうに思います。今、五條市の中で何が足りないのかなと言ったらやっぱり発信のそういうところが非常に少なく、例えば大野屋さん、あそこの食堂というか厨房のところ、あれ二つ借りて千円ぐらいだったのかな、ちょっと金額が間違っていたら申し訳ないですけど、結構安価で貸していただける場所やったと思うんです。そんな中にいろんな形でやっていただいて、また賑わいにするというのも非常にいいことかなというふうに思うので、今後そういうこともしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁いたします。(「十一番」の声あり)

○議長(吉田雅範) 十一番藤富美恵子議員。

○十一番(藤富美恵子) 先ほど部長から答弁いただきましたように、図書館には除籍図書がたくさんございます。そして、使われていない公共施設もいっぱいあります。市長、まちなか図書館、五條市のまちなかに何か所も作っていただきたいと思えます。除籍の図書も活用して、本に親しむ環境づくりに取り組んでいただきたいと思えます。どんどん発信していただいて、お金はほとんどかかりませんので、よろしくお願いたします。

以上、終わります。

○議長(吉田雅範) 以上で、十一番藤富美恵子議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(吉田雅範) 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

次回十二日午前十時に再開し、一般質問及び議案審議を行います。

本日は、これにて延会いたします。

午後三時十六分延会

